

南幌町子ども・子育て支援事業計画 第2期

(令和2年度～令和6年度)



令和2年3月

南幌町



はじめに

次代を担う子どもたちは、社会の希望であり、未来への力です。子どもたちが笑顔で成長し、安心して子育てできることが町民の願いです。

国では、「子ども・子育て支援法」と関連法に基づいて、地域の子育て支援の充実やサービス量の確保と質の向上を図っています。

さらに令和元年10月には、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ変えるため、幼児教育・保育の無償化により経済負担の軽減を図ることとなり、本町においても、3歳から5歳までのすべて子どもたちの利用料の無償化を図り、また、町内の保育所、認定こども園との連携により、保育の量の確保に取り組んでまいりました。

本町では、前計画のこれまでの事業評価及び実績を踏まえ、さらに質の高い教育・保育と子ども・子育て支援の提供と円滑な実施に向けて、「第2期南幌町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「一人一人の子どもが健やかに育つまち・南幌」を目指します。

今後も、多くの保護者が子育てに喜びや生きがいを感じ、安心して子育てできるよう、町民や地域、関係機関・団体の方々との連携を図りながら、取り組んでいきますので、町民の皆様には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、ご熱心に審議やご意見をいただき、多大なご協力を賜りました子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力をいただきました多くの町民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和2年3月

南幌町長 三好 富士夫

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象と期間	3
4 計画の策定体制	4
5 子ども・子育て支援制度の概要	5

第2章 南幌町の現状

1 子ども・子育てを取り巻く環境	9
------------------	---

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	25
2 基本目標	26
3 施策の体系	28

第4章 量の見込みと提供体制の確保等

1 将来の子どもの人口	31
2 教育・保育提供区域	32
3 子どものための教育・保育給付	33
4 子どものための施設等利用給付	36
5 地域子ども・子育て支援事業	37

第5章 目標の実現に向けた個別施策の展開

基本目標 1 子どもの健やかな成長に資する環境づくり	47
基本目標 2 次世代の親の育成	50
基本目標 3 家庭への子育て支援の推進	53
基本目標 4 親と子どもの健康増進	55
基本目標 5 ワーク・ライフ・バランスの推進	58
基本目標 6 子ども・子育て世帯への支援の推進	59
基本目標 7 地域における子育て支援	62
基本目標 8 子育てを支援する生活環境づくり	65
基本目標 9 子どもを守る安全なまちづくり	67

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の進捗管理	71
2 計画推進に向けた関係機関の役割	71
3 財政基盤の確立	71

資料編

1 南幌町子ども・子育て会議設置要綱	73
2 南幌町子ども・子育て支援事業計画庁内検討会設置要綱	75
3 子ども・子育て支援事業計画策定機構	76

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の少子化対策

近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化等により、家庭や地域での子育て力が低下していると言われてしています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育てやすい環境を整備するため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。さらに平成 22 年 1 月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討がはじまり、平成 24 年 8 月には「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。

これらの法に基づく新たな子ども・子育て支援制度（以下「新制度」という。）が平成 27 年度から本格的にスタートし、市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。更に平成 29 年 6 月には「子育て安心プラン」が公表され、女性の就業率の上昇や保育の利用希望の増加を見込み、令和 4 年度までに保育の受け皿を整備するとしていましたが、同年 12 月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」ではこれを前倒しし、令和 2 年度までに整備を行うこととしています。

また、同年 12 月には、少子高齢化に立ち向かうため「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」を策定しました。このうち「人づくり革命」については、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などの政策を盛り込み、幼児教育・保育の無償化は令和元年 10 月から施行されています。

(2) 子ども・子育て支援事業計画策定の経緯

本町では、平成 17 年 3 月に『なんぼろ子育て安心プラン（南幌町次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画））』を平成 17 年度から平成 26 年度までを計画期間として策定しました。

また、平成 22 年 3 月には計画の見直しを行い、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間とする後期計画を策定し、全ての子どもと家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、子どもと家庭をとりまく状況が大きく変化している中、今後も未来の担い手である子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を整え、社会全体で取り組む必要がある子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて、平成 27 年度から令和元年度までの「南幌町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この度の「第 2 期南幌町子ども・子育て支援事業計画」においても、前回計画と同様に「一人一人の子どもが健やかに育つまち南幌」を実現するために策定するものです。

2 計画の位置づけ

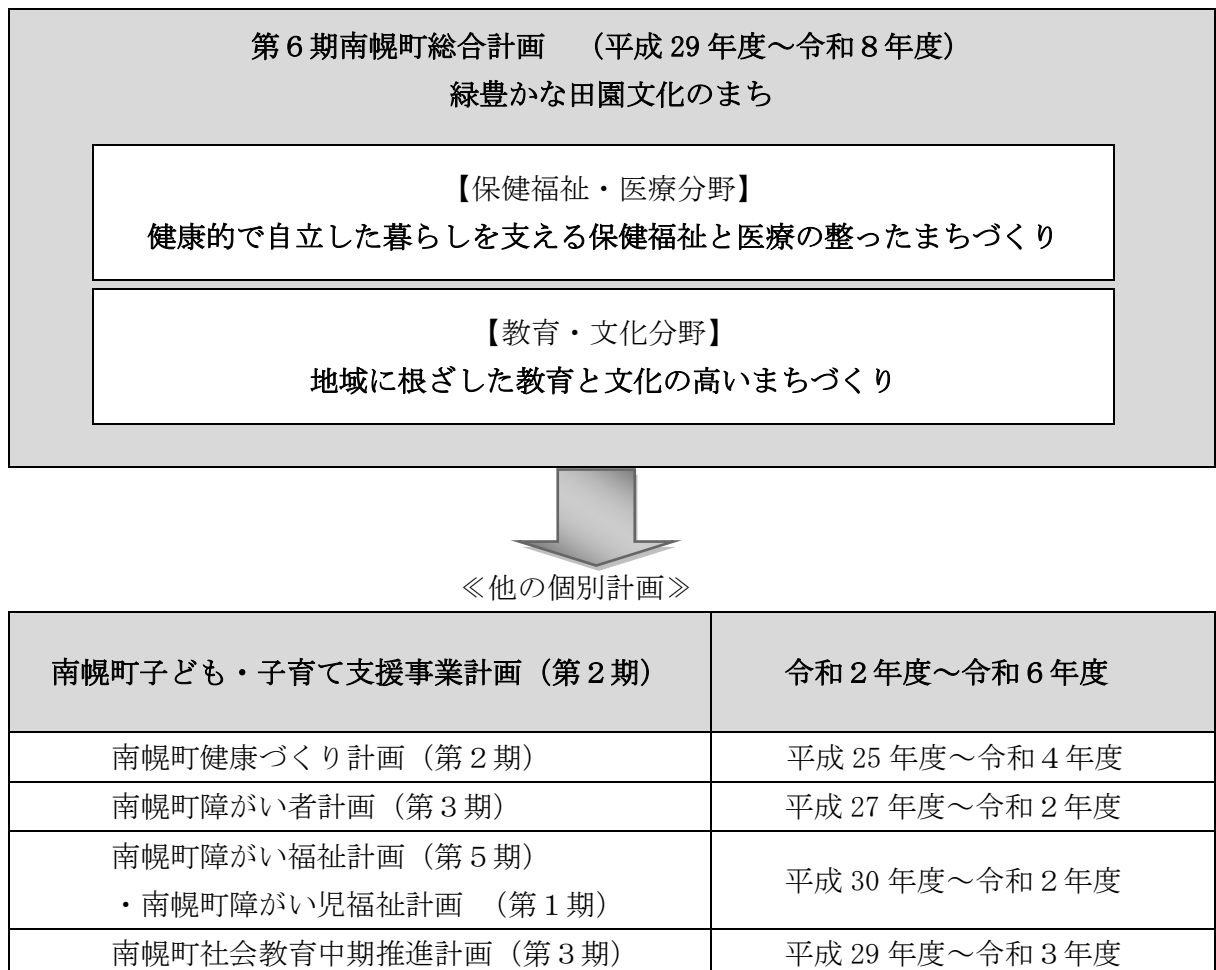
(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づくものであり、さらに、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画と一体的に策定する計画として位置づけます。

(2) 他計画との調和

本町では、町における最上位計画である「第 6 期南幌町総合計画」において、まちづくりの目標のひとつとして「健康的で自立した暮らしを支える保健福祉と医療の整ったまちづくり」を掲げています。

本計画は、その実現を図るための福祉分野における個別計画のひとつとして位置づけられるとともに、「南幌町健康づくり計画（第 2 期）」及び「南幌町障がい者計画（第 3 期）」などの個別計画と調和した計画として、策定するものです。



3 計画の対象と期間

(1) 計画の対象

本計画は、子どもとその家庭、地域、企業（事業所）、行政など、子ども・子育てに関わるすべての個人及び団体を対象とします。

また、本計画において、「子ども」とは概ね18歳までを指します。

(2) 計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とします。

計画期間	年 度									
	H27	H28	H29	H30	H31 R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
次世代育成支援対策推進法による市町村行動計画	南幌町子ども・子育て支援事業計画					第2期 南幌町子ども・子育て支援事業計画				
子ども・子育て支援法による市町村子ども・子育て支援事業計画										

4 計画の策定体制

この計画の策定にあたって、子育てニーズ等を把握するためのアンケートの実施やパブリックコメントを実施するとともに、「南幌町子ども・子育て会議」の場での審議のほか、町の組織内部の横断的な施策検討を行うための「子ども・子育て支援事業計画庁内検討会」の設置と、検討会に計画項目に関係する所管課担当者による「プロジェクト会議」を設け、これらにおいて調査検討を経て策定しています。

(1) アンケート調査の実施

子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査（平成31年1月実施）

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向を把握するため、国の基本指針に基づき実施した調査です。

(2) パブリックコメントの実施

計画書の素案の段階で、町民に公表し、寄せられた意見を計画に反映させるための「パブリックコメント」を令和2年2月に実施しました。

なお、計画素案に対する意見はありませんでした。

(3) 南幌町子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法で市町村に設置が求められる審議会その他の合議制の機関です。

子どもの保護者を始め、学識経験者、教育・保育従事者から選任した委員により構成しています。計画策定までに計4回の会議を開催しました。（平成26年8月に設置）

また、計画策定後も、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく役割も担うこととしています。

(4) 子ども・子育て支援事業計画庁内検討会

この計画に位置づけられる各種施策が、さまざまな分野に及ぶことから、町組織内部の関係課等が集まり、子どもと子育て家庭への支援に関する施策及び事業について、計画的に実施するための支援事業計画の策定に係る調査、検討を目的に設置しています。

また、検討会に計画項目に関係する所管課担当者による「プロジェクト会議」を設け、実績評価や課題の洗い出し、事業の方向性など調査検討を行いました。

5 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 子ども・子育て支援給付

①幼児教育・保育の無償化

令和元年10月の子ども・子育て支援法の改正に伴い、幼児教育・保育の無償化が開始され、対象は3歳～5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）と、0歳～2歳までの住民税非課税世帯とされました。

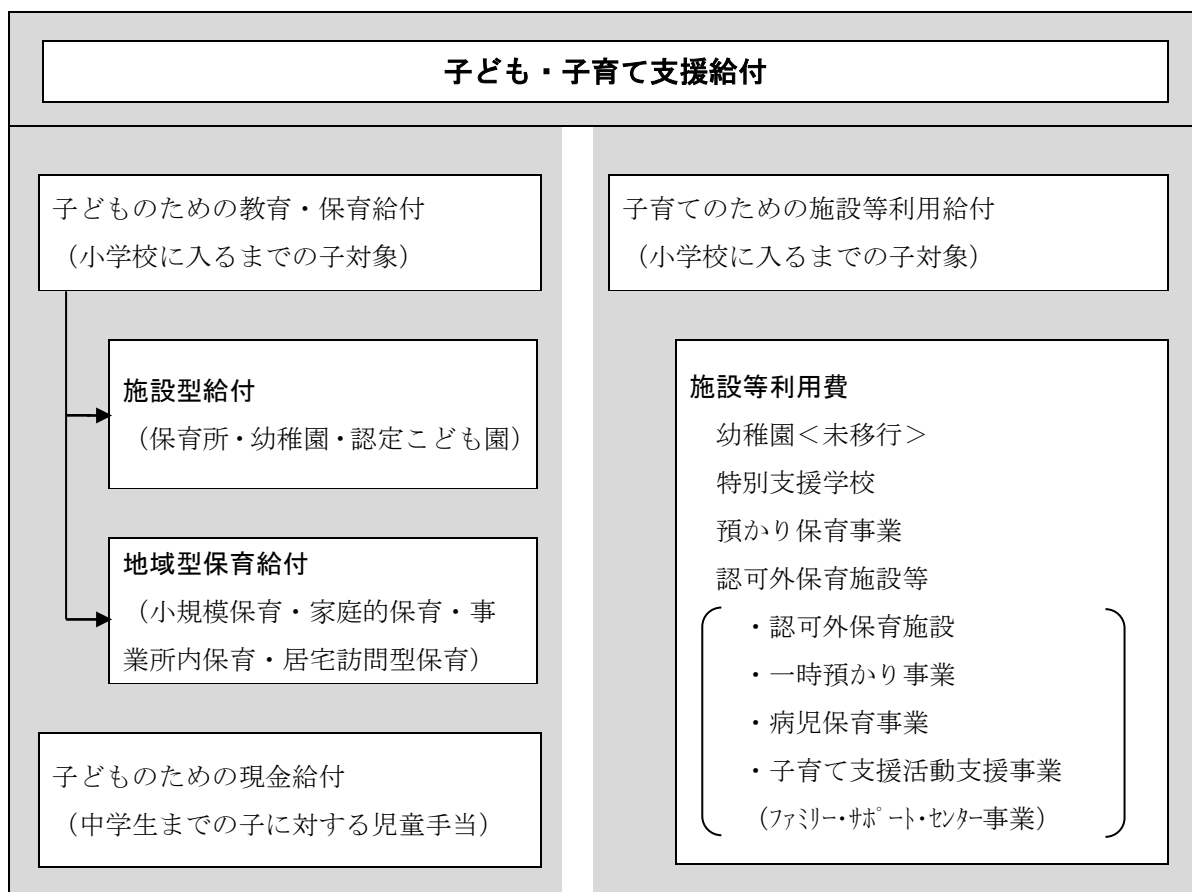
なお、これまで保育料に含まれていた「副食費」については、3歳～5歳児のみ「保育料と別に実費徴収するもの」と変更されています。

②子育てのための施設等利用給付の創設

我が国における急速な少子化の進行、並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的な負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設の利用に関する給付制度を創設します。

「子ども・子育て支援給付」は、従来の施設型給付を含む「子どものための教育・保育給付」と幼稚園等の預かり保育や認可外保育施設等の利用を含む「子育てのための施設等利用給付」の2本柱で実施します。

これにより、認定を受けた場合は、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用料について、月額上限額の範囲内で無償化となります。



③認定区分

「施設型給付費等認定区分」と「子育てのための施設等利用給付認定区分」があります。それぞれ3つの認定区分が設けられ、必要な給付が受けられます。

施設型給付費等認定区分

認定区分	給付の内容	主な利用施設
【1号認定子ども】 満3歳以上で幼稚園等での教育を希望するとき	教育標準時間※ (4時間)	幼稚園 認定こども園
【2号認定子ども】 満3歳以上で、保護者の労働や病気など「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望するとき	保育短時間 (8時間) 保育標準時間 (11時間)	保育所 認定こども園
【3号認定子ども】 満3歳未満で、保護者の労働や病気など「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望するとき	保育短時間 (8時間) 保育標準時間 (11時間)	保育所 認定こども園 小規模保育等

※ 教育標準時間外の利用については、一時預かり事業（幼稚園型）等の対象となります。

子育てのための施設等利用給付認定区分

認定区分	支給に係る施設・事業
【新1号認定子ども】 満3歳以上で、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外もの	幼稚園、特別支援学校等
【新2号認定子ども】 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した、保護者の労働や病気など「保育の必要な事由」に該当するもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）
【新3号認定子ども】 満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある、保護者の労働や病気など「保育の必要な事由」に該当し、住民税非課税世帯のもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

(2) 地域子ども・子育て支援事業

市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、下記の事業を実施します。

地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊産婦健康診査
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業等
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧ 預かり保育事業
- ⑨ 一時預かり事業
- ⑩ 延長保育事業
- ⑪ 病児・病後児保育事業
- ⑫ 学童保育事業
- ⑬ 実費徴収に係る補足給付事業
- ⑭ 多様な主体の新制度への参入促進事業

第2章 南幌町の現状

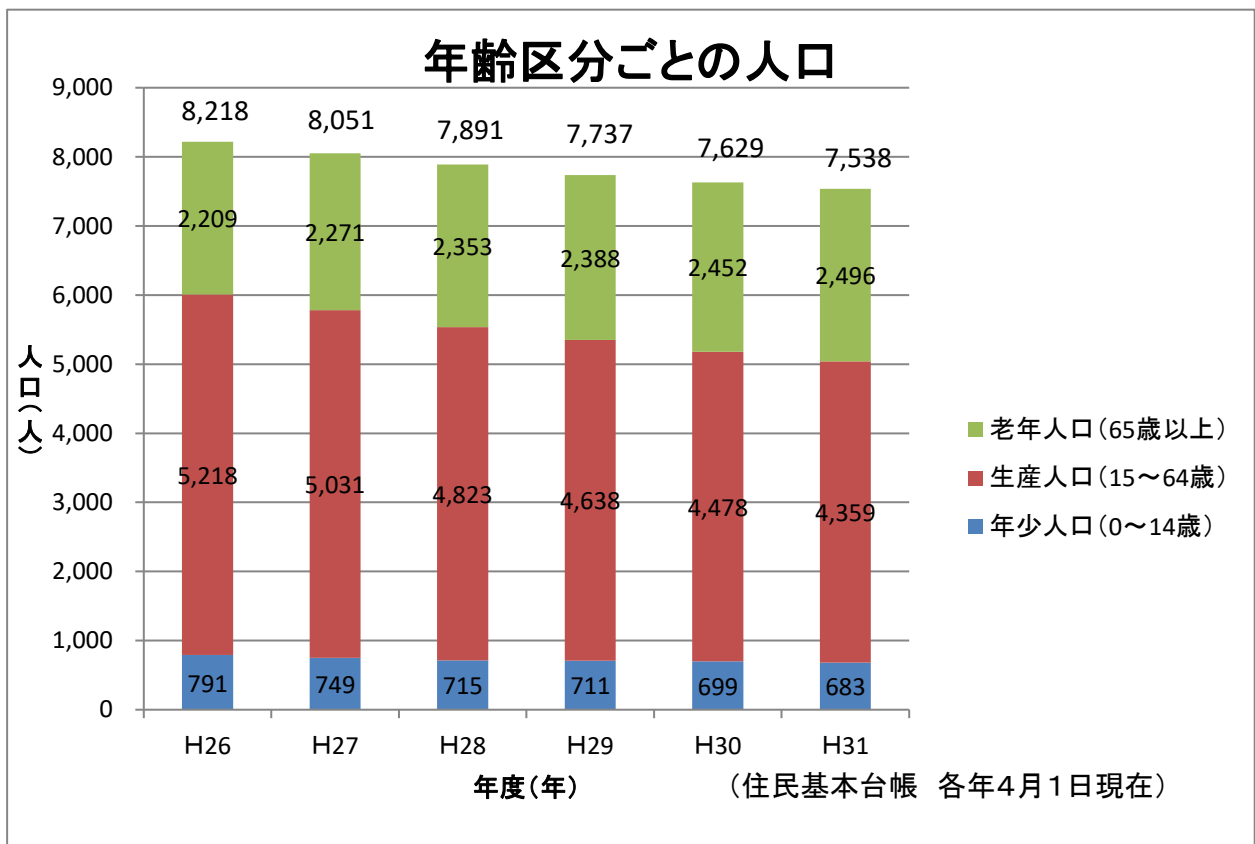
1 子ども・子育てを取り巻く環境

(1) 人口と世帯の状況

①総人口と年少人口

南幌町の人口は、平成26年の8,218人から平成30年の7,629人と年々減少しており、平成31年度では7,538人と1年間で91人減少しています。

総人口に占める14歳までの年少人口比率でみると、平成26年の9.6%から平成31年には9.1%に減少しています。また、平成27年国勢調査での数値で比べると南幌町は9.3%で、北海道水準の11.4%、全国水準の12.6%と比較すると低い状況にあります。



人口比率 (%)

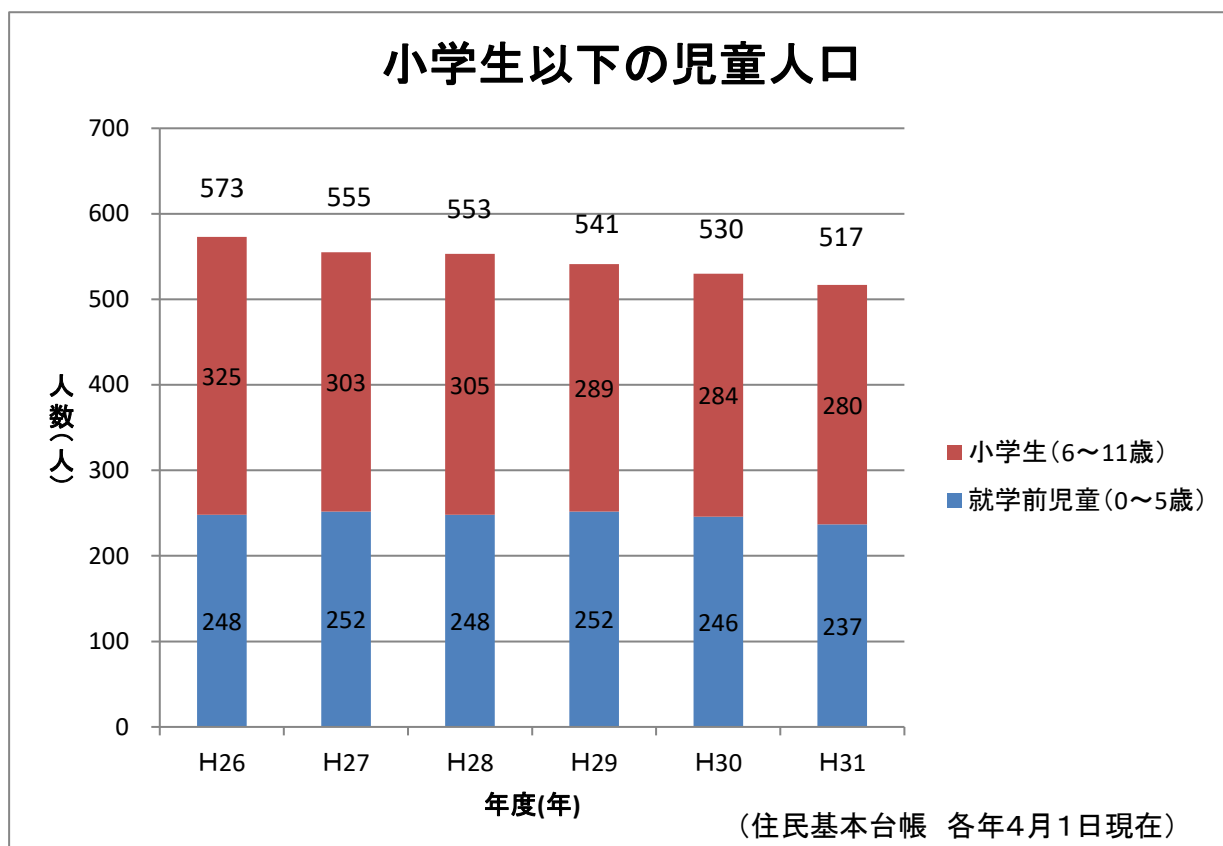
	H26	H27	H28	H29	H30	H31
年少人口比率 (0-14歳)	9.6	9.3	9.1	9.2	9.2	9.1
生産人口比率 (15-64歳)	63.5	62.5	61.1	59.9	58.7	57.8
老年人口比率 (65歳以上)	26.9	28.2	29.8	30.9	32.1	33.1

(資料：住民基本台帳、各年4月1日)

②小学生以下の児童人口

小学生以下児童の人口も、就学前児童、小学生ともに微減傾向にあります。

就学前児童数は平成 26 年 248 人から平成 31 年 237 人に、小学生の数も同じく 325 人から 280 人に、率にして前者で 4.4%、後者で 13.8%それぞれ減少しています。



③世帯の状況

世帯数は横ばいで推移しており、平成 31 年には 3,457 世帯になっています。これに対し 1 世帯当たりの人数は減り続け、平成 26 年の 2.41 人から平成 31 年には 2.18 人と 6 年間で 0.23 人減少しています。

	人口	世帯数	1 世帯当たりの人数
平成 26 年	8,218	3,461	2.41
平成 27 年	8,051	3,449	2.33
平成 28 年	7,891	3,451	2.29
平成 29 年	7,737	3,421	2.26
平成 30 年	7,629	3,446	2.21
平成 31 年	7,538	3,457	2.18

(資料：住民基本台帳、各年 4 月 1 日)

平成 27 年の国勢調査によると、本町の一般世帯 2,961 世帯のうち、核家族世帯は 2,022 世帯であり、一般世帯の約 7 割（68.3%）が核家族となっています。

また、夫婦と子ども世帯は 864 世帯、いずれかの親と子どもからなる世帯は 276 世帯（男親 39 世帯、女親 237 世帯）となり、親と子どもからなる世帯は合わせて 1,140 世帯で一般世帯の 4 割弱（38.5%）を占めています。

一方、3 世代で暮らす世帯は 211 と全体の約 1 割（7.1%）となっています。

		世帯数	構成比 (%)
一般世帯		2,961	100.0
核家族	核家族	2,022	68.3
	夫婦のみの世帯	882	29.8
	夫婦と子どもからなる世帯	864	29.2
	男親と子どもからなる世帯	39	1.3
	女親と子どもからなる世帯	237	8.0
	単独世帯	581	19.6
3 世代		211	7.1

(国勢調査 (H27))

(2) 出生数

出生数は年々減っており、平成 30 年度は 31 人で平成 26 年度と比較すると 11 人減少しています。

年度	出生数
平成 26 年度	42
平成 27 年度	36
平成 28 年度	38
平成 29 年度	34
平成 30 年度	31
平成 31 年度	18

※ 11 月末時点
(町保健福祉課)

(3) 合計特殊出生率

一人の女性が一生のうちに産む子どもの平均数、いわゆる合計特殊出生率は、町では1.15前後でほぼ横ばいで推移していますが、全国値及び全道値を下回った値となっています。

年度	合計特殊出生率		
	町	全国	全道
平成23年	1.16	1.39	1.25
平成24年	1.15	1.38	1.25
平成25年	1.15	1.38	1.25
平成26年	1.15	1.42	1.27
平成27年	1.15	1.45	1.31

(空知地域保健情報年報)

(4) 教育・保育環境の現状

①認可保育所の入所状況

認可保育所（いちい保育園）については、令和元年5月1日現在、75人の入所となっており、平成26年からの入所状況をみると、75人程度で推移していますが、毎年、年度途中には入所者が5人前後増加する状況にあります。

		H26	H27	H28	H29	H30	H31
就学前児童数 (人)	0歳	40	40	40	37	33	31
	1歳	34	40	43	41	41	33
	2歳	46	35	41	46	43	40
	3歳	36	45	42	42	46	44
	4歳	54	37	45	40	43	45
	5歳	38	55	37	46	40	44
	計	248	252	248	252	246	237
保育所利用 児童数 (人)	0歳	6	4	7	9	5	6
	1歳	9	15	11	15	17	8
	2歳	14	16	19	14	18	16
	3歳	8	15	17	18	13	16
	4歳	17	10	13	16	18	12
	5歳	11	17	11	12	12	17
	計	65	77	78	84	86	75
就学前児童数に 占める割合 (%)	0歳	15.0	10.0	17.5	24.3	15.2	19.4
	1歳	26.5	37.5	25.6	36.6	41.5	24.2
	2歳	30.4	45.7	46.3	30.4	41.9	40.0
	3歳	22.2	33.3	40.5	42.9	28.3	36.4
	4歳	31.5	27.0	28.9	40.0	41.9	26.7
	5歳	28.9	30.9	29.7	26.1	30.0	38.6
	計	26.2	30.6	31.5	33.3	35.0	31.6

(各年5月1日現在の利用者数、※就学前児童数と年齢は各年4月1日現在)

②認定こども園の入所状況

幼稚園（みどり野幼稚園）については、平成 30 年度に認定こども園（幼稚園型）に移行し、令和元年度からは1歳児からの入所を行っています。令和元年5月1日現在、158 人の入園となっており、ここ数年の状況をみると、減少傾向にあります。

一方、町内からの入園者数は平成 26 年度の 84 人から平成 30 年度までは年々減少傾向にありましたが、認定こども園に移行したことにより令和元年度は 90 人と増加しています。

		H26	H27	H28	H29	H30	H31
認可定員		260	260	260	260	210	222
在園者数 (人)	1 歳	-	-	-	-	-	5
	2 歳	-	-	-	-	-	3
	3 歳	53	45	37	45	48	40
	4 歳	75	66	63	51	50	55
	5 歳	70	72	63	65	49	55
	計	198	183	163	161	147	158
うち町内者数 (人)	1 歳	-	-	-	-	-	5
	2 歳	-	-	-	-	-	3
	3 歳	23	16	13	18	27	23
	4 歳	35	29	28	22	23	32
	5 歳	26	36	29	29	20	27
	計	84	81	70	69	70	90

(各年 5 月 1 日現在の利用者数、就学前児童数と年齢は各年 4 月 1 日現在)

③認可保育所・認定こども園の入所・入園率

認可保育所と認定こども園の入所・入園状況は、各年齢別人口に対する入所・入園率で見ると、平成31年4月現在で、保育所入所率は0歳で19.4%、1・2歳では24.2%・40.0%、3～5歳では26%以上となっており、認定こども園入園率は1・2歳で14.7%、7.5%、3歳では52.3%、4～5歳で61%以上となっています。

全体として、保育所または認定こども園に通っている児童の割合は、1歳児が38.9%、2歳児が47.5%、3歳児が88.7%、4歳児が97.8%、5歳児が100%となっています。

特に1・2歳児で、平成26年(26.5%・31.1%)に比べ10ポイント以上高くなっており、5歳児は100%の入所・入園率となっています。

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
保育所入所者数(人)	6	8	16	16	12	17	75
認定こども園入園者数(人)	-	5	3	23	32	27	90
合計(人)	6	13	19	39	44	44	165
就学前児童数(人)	31	33	40	44	45	44	237
保育所入所率(%)	19.4	24.2	40.0	36.4	26.7	38.6	31.6
認定こども園入園率(%)	-	15.2	7.5	52.3	71.1	61.4	38.0
合計(%)	19.4	39.4	47.5	88.7	97.8	100.0	69.6

(令和元年5月1日現在の利用者数、就学前児童数と年齢は平成31年4月1日現在)

(5) 子ども・子育てに関する実態と意向

(第2期南幌町子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査結果から)

本調査においては、就学前の子どもの保護者及び小学生の子どもの保護者に対し、就学前と就学後の2種類のアンケート調査を実施(保育所・認定こども園・小学校を通じた調査と郵送による送付・回収)しました。以下、アンケート調査から抜粋して掲載します。

【調査期間】平成31年1月16日～同年2月28日

調査の種類	調査の対象	配布数	有効回答数	有効回収率
就学前児童調査	町内在住の就学前の子どもの保護者	190	113	59.5%
小学生児童調査	町内在住の小学生の保護者	229	131	57.2%
計		419	244	58.2%

就 学 前

● 兄弟は2人が多く、次いで1人

「2人」が34.5%で最も多く、次いで「1人」29.2%、「3人」24.8%の順となっています。

兄弟数	人数	割合
1人	33	29.2%
2人	39	34.5%
3人	28	24.8%
4人	10	8.8%
5人以上	0	0.0%
無回答	3	2.7%
合計	113	100.0%

● 配偶者関係は、配偶者がいるが9割

「配偶者がいる」92.0%、「配偶者はいない」7.1%となっています。

配偶者の有無	人数	割合
配偶者がいる	104	92.0%
配偶者がいない	8	7.1%
無回答	1	0.9%
合計	113	100.0%

● 母親の就労状況は、約6割

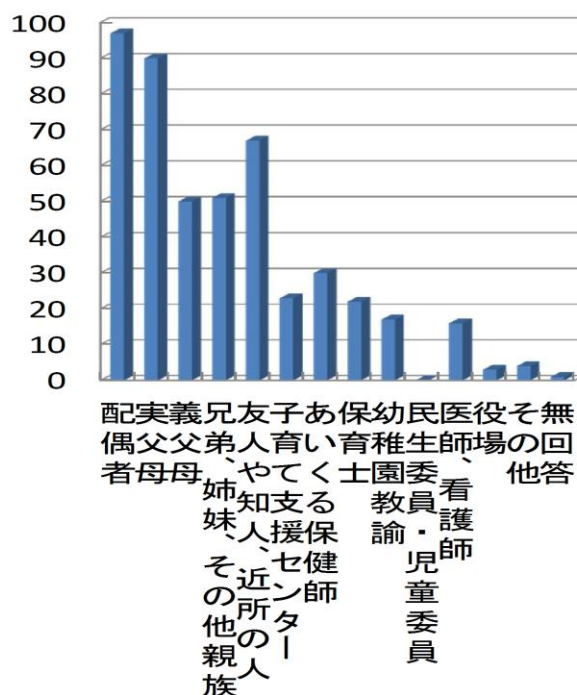
母親の就労状況は、「フルタイム(産休等含)」29.2%、「パートタイム」32.8%となっています。

就労状況	人数	割合
フルタイム週5、1日8時間程度労働	30	26.5%
フルタイムだが産休・育休等	3	2.7%
パート・アルバイト	34	30.1%
パート・アルバイトだが産休・育休等	3	2.7%
以前は就労していたが、現在就労なし	37	32.7%
これまで就労なし	5	4.4%
無回答	1	0.9%
合計	113	100.0%

●気軽に相談できる人は、配偶者が多く、次いで実父母 (複数回答あり)

気軽に相談できる人は、「配偶者」20.6%、次いで「実父母」19.1%となっています。

相談者	人数	割合
配偶者	97	20.6%
実父母	90	19.1%
義父母	50	10.6%
兄弟、姉妹、その他親族	51	10.8%
友人や知人、近所の人	67	14.2%
子育て支援センター	23	4.9%
あいくる保健師	30	6.4%
保育士	22	4.7%
幼稚園教諭	17	3.6%
民生委員・児童委員	0	0.0%
医師、看護師	16	3.4%
役場	3	0.6%
その他	4	0.8%
無回答	1	0.2%
合計	471	100.0%



●平日利用している施設は、認定こども園が多く、次いで認可保育所 (複数回答あり)

平日利用している施設は、「認定こども園」38.7%、「認可保育所」30.6%となっています。

【用語解説】

- ・小規模な保育…定員が19人までの小規模で 保育を実施するもの。
- ・家庭的保育…定員が5人までの少人数を対象に、保育を実施するもの。
- ・事業所内保育…企業が主として従業員に対して保育を実施するもの。
- ・居宅訪問型保育…住み慣れた子どもの居宅において、1対1を基本として保育を実施するもの。

利用している施設	人数	割合
認定こども園	48	38.7%
認可保育所	38	30.6%
幼稚園	1	0.8%
幼稚園またはこども園の預かり保育	10	8.1%
小規模な保育施設	0	0.0%
家庭的保育	0	0.0%
事業所内保育施設	0	0.0%
自治体の認証・認定保育園	0	0.0%
その他認可外の保育施設	0	0.0%
居宅訪問型保育	0	0.0%
ファミリー・サポート・センター	0	0.0%
その他	1	0.8%
無回答	26	21.0%
合計	124	100.0%

●平日定期的に利用したい事業は、認定こども園が1位、次いで認可保育所（複数回答あり）

「認定こども園」が40.6%で最も多く、次いで「認可保育所」29.4%、「幼稚園の預かり保育」11.8%の順となっています。

利用したい施設	人数	割合
認定こども園	76	40.6%
認可保育所	55	29.4%
幼稚園	14	7.5%
幼稚園またはこども園の預かり保育	22	11.8%
小規模な保育施設	4	2.1%
家庭的保育	2	1.1%
事業所内保育施設	2	1.1%
自治体の認証・認定保育園	3	1.6%
その他認可外の保育施設	2	1.1%
居宅訪問型保育	2	1.1%
ファミリー・サポートセンター	4	2.1%
その他	0	0.0%
無回答	1	0.5%
合計	187	100.0%

●子の病気で保育事業を欠席した時、病児保育を利用したいと思った人、約7割以上

子の病気で保育事業を欠席したことのある55人に対して、病児保育を利用したい人41人（74.6%）となっています。

ただし、できれば親が仕事を休んで看たいが、どうしても休めない時のみ利用したいと考えているようです。

利用希望	人数	割合
利用したい(1～2日)	14	25.5%
利用したい(3～4日)	26	47.3%
利用したい(5日以上)	1	1.8%
利用したくない	5	9.1%
無回答	9	16.3%
合計	55	100.0%

●必要だと思う子育て支援策は、「小児救急医療の充実」「遊び場や機会の充実」（複数回答可）

必要だと思う子育て支援策は、「母子保健サービスや小児救急医療の充実」15.8%、次いで「遊び場や機会の充実」14.6%、「経済的支援の充実」12.7%となっています。

ただし、平成31年4月から町立病院小児科が再開したことから、小児医療は確保しています。

子育て支援策	人数	割合
相談などの充実	29	6.8%
経済的支援の充実	54	12.7%
ボランティア活動などの支援の充実	9	2.1%
母子保健サービスや小児救急医療の充実	67	15.8%
教育環境の充実	36	8.5%
遊び場や機会の充実	62	14.6%
多子世帯の公営住宅優先入居などの配慮	15	3.5%

子育て支援策	人数	割合
バリアフリー化の推進	13	3.1%
仕事と子育ての両立支援	37	8.7%
事故や犯罪の被害から守る対策の推進	48	11.3%
児童虐待防止対策の推進	20	4.7%
ひとり親家庭への支援の充実	20	4.7%
その他	6	1.4%
特になし	7	1.6%
無回答	2	0.5%
合計	425	100.0%

●経済的理由で子の必要なものが買えないことが、「よくあった」「ときどきあった」が約1割

過去1年間で経済的理由により子の必要なものが買えないことがあったかで、「よくあった」4.4%、「ときどきあった」5.3%となっています。

買えないことの有無	人数	割合
よくあった	5	4.4%
ときどきあった	6	5.3%
まれにあった	14	12.4%
まったくなかった	87	77.0%
無回答	1	0.9%
合計	113	100.0%

●自由意見の主な内容

<遊び場に関して>

- ・公園のメンテナンスをしてほしい～23件（遊具～12件、砂場～7件、雑草・柵～6件、ちやぷちやぷ池～3件、トイレ遠い、使いづらい～3件、鉄棒がない～2件）
- ・天気の良い日、冬場に室内の遊び場が欲しい～7件
- ・子どもだけで安心して遊べる場がない～7件
- ・外で遊べる場所がない～4件
- ・夕張太（稲穂）の遊び場がない、メンテナンス、毛虫～4件
- ・冬の外遊びのできる場所が欲しい～3件

<子育て支援に関して>

- ・町内に小児科が欲しい～19件
- ・公園のメンテナンスをしてほしい～9件
- ・経済的支援をしてほしい～7件（支援金～3件、おむつごみ袋～2件、インフルエンザ予防接種助成～2件）
- ・子育て支援米に関してありがたい～4件
- ・保育所、幼稚園の充実～3件
- ・交通量が多い、事故の危険性高い～3件

小学生

● 配偶者関係は、配偶者がいるが9割

「配偶者がいる」が90.1%、「配偶者はいない」が9.9%となっています。

配偶者の有無	人数	割合
配偶者がいる	118	90.1%
配偶者がいない	13	9.9%
無回答	0	0.0%
合計	131	100.0%

● 母親の就労状況は、約7割

母親の就労状況は、「フルタイム（産休等含）」38.9%、「パートタイム」38.9%となっています。

就労状況	人数	割合
フルタイム週5、1日8時間程度労働	49	37.4%
フルタイムだが産休・育休等	2	1.5%
パート・アルバイト	51	38.9%
パート・アルバイトだが産休・育休等	0	0.0%
以前は就労していたが、現在就労なし	19	14.5%
これまで就労なし	6	4.6%
無回答	4	3.1%
合計	131	100.0%

● 学童保育の利用は、1割超

学童保育の利用は13.7%となっています。

利用状況	人数	割合
あり	18	13.7%
なし	110	84.0%
無回答	3	2.3%
合計	131	100.0%

●今後の学童保育の利用希望は、2割弱

今後の学童保育の利用希望は、「低学年の間は利用したい」9.2%、「高学年になっても利用したい」6.9%、「必要はない」74.8%となっています。

利用希望	人数	割合
低学年の間は利用したい	12	9.2%
高学年になっても利用したい	9	6.9%
必要はない	98	74.8%
無回答	12	9.2%
合計	131	100.0%

●必要だと思う子育て支援策は、「小児救急医療の充実」「遊び場や機会の充実」(複数回答可)

必要だと思う子育て支援策は、「母子保健サービスや小児救急医療の充実」14.7%、次いで「遊び場や機会の充実」14.1%、「経済的支援の充実」12.9%となっています。

ただし、平成31年4月から町立病院小児科が再開したことから、小児医療は確保しています。

子育て支援策	人数	割合
相談などの充実	18	4.1%
経済的支援の充実	56	12.9%
ボランティア活動など	15	3.5%
母子保健サービスや小児救急医療の充実	64	14.7%
教育環境の充実	32	7.4%
遊び場や機会の充実	61	14.1%
子どもの居場所づくりの充実	36	8.3%
多子世帯の公営住宅優先入居などの配慮	7	1.6%

子育て支援策	人数	割合
バリアフリー化の推進	3	0.7%
仕事と子育ての両立支援について	34	7.8%
事故や犯罪の被害から守る対策の推進	53	12.2%
児童虐待防止対策の推進	21	4.8%
ひとり親家庭への支援の充実	19	4.4%
その他	6	1.4%
特にない	2	0.5%
無回答	7	1.6%
合計	434	100.0%

●経済的理由で子の必要なものが買えないことが、「よくあった」「ときどきあった」が約1割

過去1年間で経済的理由により子の必要なものが買えないことがあったかで、「よくあった」2.3%、「ときどきあった」9.2%となっています。

買えないことの有無	人数	構成比
よくあった	3	2.3%
ときどきあった	12	9.2%
まれにあった	24	18.3%
まったくなかった	91	69.5%
無回答	1	0.8%
合計	131	100.0%

自由意見の主な内容

<遊び場に関して>

- ・公園のメンテナンス～21件（遊具～14件、雑草～4件、池すべる～2件、トイレ遠い～2件）
- ・天気の悪い日、冬に遊べる室内の施設～3件
- ・アスレチック遊具が欲しい～2件
- ・冬の遊び場の確保（中央公園駐車場の除雪、雪山）～2件
- ・遊んでいる子供たちのマナー～2件
- ・スポセンの利用が団体多く、個人の利用できない～2件

<子育て支援に関して>

- ・高校等進学時の経済的不安～6件
- ・小児科が欲しい～5件
- ・アスレチック遊具、大きな遊具が欲しい～3件
- ・経済的負担の軽減～2件
- ・町内の習い事のリスト、情報が欲しい～2件
- ・働き場所、働き方について～2件

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは、将来の南幌町を担う大切な宝であり、子どもの幸せは町民みんなの願いです。

子ども・子育て支援法が基本とする「子どもの最善の利益」が実現されるまちを目指すことは、町の施策を考える上で他に優先されるべきテーマであり、時代に合った子育て家庭の要請に応えながら本町に相応しい子育て施策を展開して、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

【基本理念】

一人一人の子どもが健やかに育つまち南幌

基本理念を推進するため、次の3点を留意すべき事項と捉え、基本的視点として位置づけます。

■ 基本的視点1 幼児期の教育・保育を安定して提供します

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本に、人間形成の基盤となる幼児の教育や保育の環境づくりを、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの個性を尊重しながら、安定して提供することを目指します。

■ 基本的視点2 地域のニーズに沿った子ども・子育て支援事業を目指します

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育・地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する不安、孤立感を和らげることを通じて、子育てをしている人が充実感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる支援を目指します。

■ 基本的視点3 切れ目のない子育て支援を進めます

子育ての基本は家庭にあるものの、子どもは地域社会に根ざして生活しており、周囲の人々や環境などから様々な影響を受けています。孤独に陥りがちな子育て家庭の支援を行ったり、親の目の届かないところで代りに子どもを見守ることや、子どもや子育て家庭が安心して生活できる安全な住環境を整備するなど、地域社会が子どもや子育て家庭に果たす役割も生じてきます。

社会の様々な分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれが協働して一人一人の子どもが健やかに育つ環境を確保することを目指します。

2 基本目標

子ども・子育て支援法第77条の「基本指針」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画策定指針」を踏まえ、これまでの「子育て支援事業計画」からの継続に、本町の将来を見据えた施策展望を加えて、次の9つの基本目標を定めます。

●基本目標1 子どもの健やかな成長に資する環境づくり

人間形成の基礎となる幼児期、学童期での遊びや教育の環境づくりを施策分野として、子ども一人一人の個性が尊重され、夢を持ち、自ら思い描くことができるよう推進します。

- (1) 遊び環境の整備
- (2) 教育環境等の整備

●基本目標2 次世代の親の育成

次代を担う大人となるための資質や環境づくりを推進します。

- (1) 思春期保健対策
- (2) 郷土愛の育み

●基本目標3 家庭への子育て支援

少子化の進行や共働き家庭の増加などにより、子育て家庭の孤立や育児不安の増大、家庭での養育力の低下が問題化しており、子育ての仲間づくりや子育てに関する情報の提供、相談指導体制、保育サービスの質・量の拡充などにより、子育て家庭の支援の強化を目指します。

- (1) 仲間づくり、情報提供、相談体制
- (2) 家庭への子育て教育・発達相談の充実
- (3) 保育サービスの充実

●基本目標4 親と子どもの健康増進

安心して産み、安心して育てられ、安心して親子が心身ともに健やかに生活できるよう、母子保健事業の充実や親子の健康保持・増進を目指します。

- (1) 母子保健事業等の推進
- (2) 食育の推進
- (3) 地域医療体制の整備

●基本目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進

子育て家庭が、多様なライフスタイルにあわせて働きながら、安心して子育てができるよう、事業者、家庭、地域などさまざまな分野が連携し、仕事と家庭の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の推進します。

- (1) 多様な働き方の実現
- (2) 仕事と子育ての両立

●基本目標6 子ども・子育て世帯への支援

ひとり親家庭や、障がいのある親や子どもがいる家庭に対して、相談体制の充実を図り、福祉的な支援の提供を推進します。

- (1) ひとり親家庭への支援
- (2) 障がい児施策の充実

●基本目標7 地域における子育て支援

地域が子育て家庭に関わり、子どもとその保護者をともに育んでいく体制づくりを推進します。

- (1) 子育て支援ネットワークの充実
- (2) 児童虐待の防止と早期対応体制の整備

●基本目標8 子育てを支援する生活環境づくり

子どもとその保護者がのびのびと安心して生活できるよう、子育てに配慮した良好な居住環境の確保を図るとともに、道路やさまざまな施設、公園などを利用しやすく整備し、子育てにやさしい環境づくりを推進します。

- (1) ゆとりある住環境の確保
- (2) 快適な地域環境の確保

●基本目標9 子どもを守る安全なまちづくり

子育て家庭が安心して子どもを育て、子どもが安全に暮らすことができるよう学校、家庭、地域などさまざまな分野が連携し、子どもを交通事故や犯罪などの被害から守り、安全・安心な環境づくりを推進します。

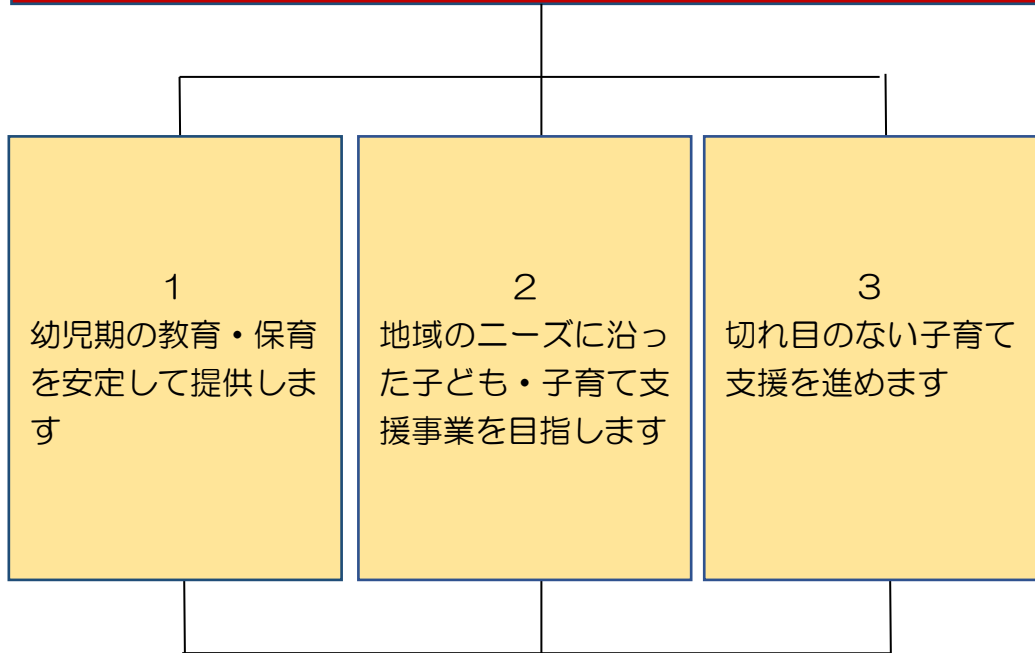
- (1) 犯罪等の被害から守るための活動の推進
- (2) 交通安全を確保するための活動の推進

3 施策の体系

基本
理念

一人一人の子どもが健やかに育つまち南幌

基
本
的
視
点



基
本
目
標



第4章 量の見込みと提供体制の確保等

1 将来の子どもの人口

将来人口は、住民基本台帳及び外国人登録原票の各年4月1日の実績データ（H26～H31）に基づき、1歳以上の性別年齢別の人口については、コーホート変化率法（性別1歳階級別）を用い推計し、0歳児の人口については町の過去の出生人口と15～49歳女子人口との比率（女性子ども比）により推計しています。

（1）将来人口・将来児童数

住民基本台帳による本町の総人口は、今後も減少傾向で推移し、平成31（令和1）年度の人口7,538人から、計画最終年度である令和6年度には6,952人まで586人減少するものと見込んでいます。

0～14歳の年少人口については、減少傾向であり、平成31（令和1）年度の683人（9.1%）から令和6年度には611人（8.8%）まで減少するものと推計されます。

就学前児童数（0～5歳）については、平成31（令和1）年度の237人から令和6年度には179人まで減少し、小学生についても280人から246人まで減少すると推計されます。

		推計					
		H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
		2019	2020	2021	2022	2023	2024
総人口	A	7,538	7,441	7,319	7,197	7,075	6,952
年少人口 (0～14歳)	B	683	669	658	640	629	611
生産人口 (15～64歳)	C	4,359	4,204	4,025	3,865	3,693	3,559
老年人口 (65歳以上)	D	2,496	2,568	2,636	2,692	2,753	2,782
就学前(0～5歳)		237	223	208	194	183	179
	0歳	31	30	30	30	29	29
	1～2歳	73	64	61	60	60	59
	3～5歳	133	129	117	104	94	91
小学生		280	265	272	262	262	246
	低学年	129	133	129	133	129	117
	高学年	151	132	143	129	133	129
年少人口比率	B/A	9.1%	9.0%	9.0%	8.9%	8.9%	8.8%
生産人口比率	C/A	57.8%	56.5%	55.0%	53.7%	52.2%	51.2%
老齢人口比率	D/A	33.1%	34.5%	36.0%	37.4%	38.9%	40.0%

(平成26年度から31年度までの人口を基礎として推計。 4月1日現在)

2 教育・保育提供区域

(1) 「教育・保育提供区域」とは

子ども・子育て支援法第 61 条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案してを設定されるもので、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すこととされています。

(2) 区域設定の基本的な考え方

- **保育所**は、既存施設の実態により 1 区域（全町）の設定とします。
- **認定こども園**は、施設独自に交通手段（送迎バス）を持ち、行政区域を超える利用も可能とする広範囲な運営事業であることから、町内における施設の整備や配置の区域を 1 区域（全町）の設定とします。
- **放課後児童健全育成事業（学童保育事業）**は、小学校区の整備とし、配置の区域を 1 区域（全町）の設定とします。
- **地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業**は、1 区域（全町）の設定とします。これまでも区域を設けて事業展開を行っていないことから、町の規模から 1 区域（全町）の設定とします。

以上により、保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業（学童保育事業）
地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業は、配置の区域を全て 1 区域
（全町）の設定とします。

3 子どものための教育・保育給付

(1) 子どものための教育・保育給付の概要について

この制度では、「施設型給付」と「地域型保育給付」の2つの給付制度に基づいています。次の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて2つの給付により施設・事業を利用することができます。

また、令和元年10月から、3歳～5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育の利用料を無償化しています。

※0歳～2歳までは住民税非課税世帯も無償化の対象となります。

認定区分	給付の種類	給付を受ける施設等
●1号認定子ども 満3歳以上の就学前の子どもで、教育を希望する場合	施設型給付	幼稚園
		認定こども園
●2号認定子ども 満3歳以上の就学前の子どもで、「保育が必要な事由」に該当し、保育を希望される場合	施設型給付	保育所
		認定こども園
●3号認定子ども 満3歳未満の子どもで、「保育が必要な事由」に該当し、保育を希望される場合	施設型給付	保育所
	地域型保育給付	認定こども園 小規模保育など

(2) 教育・保育の現状と今後の確保方策について

① 教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）

■ 現在の定員と利用児童数の状況

※町内私立幼稚園は平成30年度に認定こども園（幼稚園型）に移行しました。

項目		H26	H27	H28	H29	H30	H31
認定こども園	認可定員	260	260	260	260	210	222
	利用児童数	198	183	163	161	147	158
	うち町内	84	81	70	69	70	90
保育所	認可定員	70	70	70	70	70	70
	利用児童数	65	77	78	84	86	75

(単位：人、各年5月1日現在)

■ 確保の方策

引き続き、認定こども園及び保育所において事業を実施します。

■ 量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

次ページ(3)の「認定区分ごと、教育・保育提供区域ごとの量の見込みと確保方策の実施時期」に記載しています。

② 地域型保育事業（小規模型保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など）

■ 現在の定員と利用児童数の状況

令和元年度現在、地域型保育施設は設置されていません。

■ 確保の方策

保育所及び認定こども園の定員で対応できているので、地域型保育事業の確保の必要性はありません。

(3) 認定区分ごと、教育・保育提供区域ごとの量の見込みと確保方策の実施時期

① 1号認定こども（認定こども園での教育標準時間の利用）

下表中の「1号認定」は、「満3歳以上で教育を希望する子ども」を表します。

項目		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み	1号認定	84	79	66	59	57
	計 ①	84	79	66	59	57
確保の方策	認定こども園	180	180	180	180	180
	計 ②	180	180	180	180	180
不足数 (①-②)		△96	△101	△114	△121	△123

■ 確保方策による供給量について

計画期間当初から、十分な供給量が確保されます。

② 2号認定子ども（保育所、認定こども園での保育標準時間、保育短時間の利用）

下表中の「2号認定」は、「満3歳以上で「保育が必要な事由」に該当し、保育を希望する子ども」を表します。

項目		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み	2号認定	45	38	34	31	32
	計 ①	45	38	34	31	32
確保の方策	保育所	43	43	43	43	43
	認定こども園	30	30	30	30	30
	計 ②	73	73	73	73	73
不足数 (①-②)		△28	△35	△35	△38	△39

■ 確保方策による供給量について

計画期間当初から、供給量が確保されます。

③ 3号認定子ども（保育所、認定こども園・地域型保事業での保育標準時間、保育短時間の利用）

教育・保育の量の見込みと確保の方策については、認定区分のほか、3号認定子どもについては、下表のとおり「0歳」、「1-2歳」に分けることとされています。

項目		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み	3号認定（0歳）	9	9	8	8	8
	3号認定（1・2歳）	30	30	30	30	30
	計 ①	39	39	38	38	38
確保の方策	保育所（0歳）	6	6	6	6	6
	認定こども園（0歳）	3	3	3	3	3
	保育所（1・2歳）	21	21	21	21	21
	認定こども園（1・2歳）	12	12	12	12	12
	計 ②	42	42	42	42	42
不足数（①－②）		△3	△3	△4	△4	△4

■ 確保方策による供給量について

計画期間当初から、一定程度の供給量が確保されます。

しかし、0歳児においては育児休業明けの利用希望が多いことから、年度途中の入所の確保を検討します。

（４）保育の必要性の認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育を必要性の認定を受ける子ども）にあたっては、次の点について基準を定めます。

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労 ②就労以外 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等
保育時間の区分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用（1日当たり11時間まで） ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用（1日当たり8時間まで） ※ 本町では、1か月当たりの就労時間の下限を次のとおりとします。 48時間以上（週3日以上、1日4時間以上）と設定。
優先利用	①ひとり親家庭 ②虐待のおそれのある家庭など、国の基準どおりとしています。

4 子育てのための施設等利用給付

(1) 子育てのための施設等利用給付の概要について

教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援給付の中に創設された、子育てのための施設等利用給付制度により、教育・保育給付の対象外である幼稚園等を利用する保育の必要がある子どもが利用できます。

これらの施設等を利用する子どもについては、次の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて給付が行われます。

認定区分	支給に係る施設・事業
【新1号認定子ども】 満3歳以上で、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
【新2号認定子ども】 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した、保護者の労働や病気など「保育の必要な事由」に該当するもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）
【新3号認定子ども】 満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある、保護者の労働や病気など「保育の必要な事由」に該当し、住民税非課税世帯のもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

(2) 施設等利用の現状と今後の確保方策について

■ 現在の利用児童数の状況

令和元年10月以降の申請者数は33名です。

■ 確保の方策

令和2年度より、子ども・子育て支援法による「一時預かり事業」を実施します。

■ 量の見込み（ニーズ量）と確保の方策の実施時期

項目		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	実施箇所数	1	1	1	1	1
	定員（人）	45	45	45	45	45
	利用者数（人日）	8,584	8,584	8,584	8,584	8,584
確保の方策	実施箇所数	1	1	1	1	1
	利用者数（人日）	11,855	11,855	11,855	11,855	11,855

※ 確保方策の利用数は、私立認定こども園の定員の最大可能数を設定しています。

(11,855=平日45人×208日=9,360、長期休み45人×45日=2,025、土・振替10人×47日=470)

※この表は、p42の「預かり保育事業」を含みます。

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 地域子ども・子育て支援事業の概要

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じて実施するものであり、本計画に沿って実施することで、国、北海道の交付金と町の財源により事業を実施します。

なお、第1期の基本指針を基本としつつ、「子育て安心プラン」、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年見直しのための考え方」等を踏まえて、「量の見込み」の算出を行い記載しています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策について

① 利用者支援事業 母子保健型（子育て世代包括支援センター）

■ 事業の概要

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業で、職員を配置して実施する事業です。

■ 実施状況

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、保健師等がきめ細やかな相談や支援を町の窓口（保健福祉課）で実施しています。

項目	H26	H27	H28	H29	H30
子育て世代包括支援センター (利用者支援事業 母子保健型)	—	—	—	—	1

■ 量の見込み（ニーズ量）と確保の方策

利用者支援業務に従事する保健師等により、切れ目のない子育て支援を関係機関との連携のもと継続します。

項目		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み	母子保健型	1	1	1	1	1
確保の方策	母子保健型	1	1	1	1	1

② 地域子育て支援拠点事業

■ 事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設するほか、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う「地域子育て支援センター」を設置するものです。

■ 実施状況

地域における子育て支援を総合的にプロデュースするため、「地域子育て支援センター」を設置し、支援センター内や園庭を開放した自由遊びの「ふわふわランド」の開催、座談会やふれあい遊び、保育士や栄養士からの話を聞ける「赤ちゃんサロン」や「ママのリフレッシュタイム」のほか、「子育て相談」や「子育て情報」の提供、他の地域で展開される「スマイルランド」の実施を、保育所に委託して行っています。

項目	H26	H27	H28	H29	H30
地域子育て支援センター(箇所)	1	1	1	1	1
子育て相談	13	17	14	18	12
赤ちゃんサロン	587	627	432	315	210
ふわふわランド	1,595	1,086	1,679	1,234	1,329
交流の場の提供	151	392	848	717	572
ママのリフレッシュタイム	464	354	336	289	359
スマイルランド	81	107	168	138	126
その他行事	165	209	257	258	210
利用者数合計	3,056	2,792	3,734	2,969	2,818

※年間延べ人数を表します。

■ 確保の方策

保護者のニーズに対応した「地域子育て支援拠点事業」を充実します。

地域子育て支援センターは、これまで同様に事業を実施するほか、つどいの広場、子育て相談、子育て講座等と相互に連携し、地域の子育て支援をサポートします。

■ 量の見込み(ニーズ量)と確保の方策

これまでに引き続き、保育園に委託して、地域子育て支援拠点事業を実施します。

項目	単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み	人回	185	190	194	194	194
	人日	2,220	2,280	2,328	2,328	2,328
確保の方策	箇所	1	1	1	1	1

※「人回」とは、月当たり延べ利用回数を表し、「人日」とは、年間延べ人数を表します。

③ 妊産婦健康診査

■ 事業の概要

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠・産後期間中に必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

■ 実施状況

平成21年度から、妊婦一般健康診査受診票を14回分、超音波検査受診票を6回分(年齢制限なし)交付し、受診状況を把握と受診の勧奨を行っています。

また、平成30年度より産婦健康診査は1人につき2回の助成を行っています。

項目	単位	H26	H27	H28	H29	H30
妊婦健康診査受診者数	実人数	44	54	32	36	52

■ 確保の方策

引き続き事業を実施します。

妊産婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保や経済的な負担を軽減するため、今後も事業を継続し、効果的な実施に努めます。

■ 量の見込み（ニーズ量）と確保の方策

項目		単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	
0歳人口推計		人	30	30	30	29	29	
量の見込み		人	30	30	30	29	29	
確保の方策	一人当たりの受診票交付回数	妊婦一般健診	回	14	14	14	14	
		超音波検査	回	6	6	6	6	
		産婦健診	回	2	2	2	2	
	実施場所		受診票は全道の医療機関で使用可能					
	実施時期		通年実施					
	実施体制		医療機関との委託契約					
	実施項目		国が定める基本的な妊婦健康診査項目					

④ 乳児家庭全戸訪問事業

■ 事業の概要

保健師が、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■ 実施状況

乳児の発達状況、産婦の心身の健康状況を確認し、子育て情報の提供や必要に応じた支援を行っています。

項目	単位	H26	H27	H28	H29	H30
訪問実績数	件	41	39	37	34	34

■ 確保の方策

新生児の健やかな発育のため、事業を継続して実施し全戸の訪問に努め、専門的な見地から早期の育児支援に努めます。

■ 量の見込み（ニーズ量）と確保の方策の実施時期

項目		単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
0歳人口推計		人	30	30	30	29	29
量の見込み		人	30	30	30	29	29
確保の方策	実施体制	保健師					
	実施機関	南幌町保健福祉課（南幌町保健福祉総合センター）					

⑤ 養育支援訪問事業等

■ 事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等及び家事援助等を行うことにより、当該家庭の適切な養育支援する事業です。

■ 実施状況

保健師等が居宅を訪問し、養育のアドバイスをしています。

さらに、継続的な支援を必要とする家庭に対しては、保健師のほか療育担当者による相談や情報提供等を行って、健全な児の育成を促します。

項目	単位	H26	H27	H28	H29	H30
訪問件数 実数	件	3	6	2	4	4
	延べ	5	11	4	8	4

また、児童虐待への対応や未然防止を図ることを目的に、関係機関との連携体制を構築するため、「南幌町要保護児童対策協議会（南幌町のびのび発達サポート会議）」を設置、運営するほか、適宜、ケース会議などを開催しています。

項目		H26	H27	H28	H29	H30
協議会開催回数	代表者会議	1	1	1	1	1
	個別ケース検討会議	1	2	2	8	8

■ 確保の方策

引き続き、養育困難家庭の把握に努め、保健師等による適切な支援を行うと同時に、必要な家庭には家事支援を行います。児童虐待防止の取り組みを強化し、関係機関との連携による児童虐待防止を推進します。

■ 量の見込み（ニーズ量）と確保の方策の実施時期

項目		単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
0歳人口推計		人	30	30	30	29	29
量の見込み（養育支援訪問） 実人数		件	10	10	10	10	100
確保の方策	養育支援訪問	実施体制	保健師の助言、ヘルパー事業所の家事援助等				
		実施機関	南幌町保健福祉課（南幌町保健福祉総合センター）				
	要保護児童対策協議会の設置、運営	代表者会議を年1回開催します。実務者会議は必要に応じて開催します。					
	個別ケース検討会議	必要に応じて、適宜開催します。					

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

■ 事業の概要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

■ 実施状況

町では実施していませんが、病気や事故等で緊急的な支援が必要な場合については、児童福祉法に基づき岩見沢児童相談所との協議や支援要請を行うなど適切に対応しています。

■ 確保の方策

養育が困難な家庭の事情に応じて、岩見沢児童相談所と連携を図りながら、児童相談所での受入をしていますが、要保護児童の増加に伴い、児童相談所での一時保護だけでは不足することが見込まれるため、計画期間内に町が養護施設等の委託により事業を実施します。

項目		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み	実施箇所数	1	1	1	1	1
	利用者数	10	10	10	10	10
確保の方策	実施箇所数	1	1	1	1	1
	利用者数	30	30	30	30	30

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

■ 事業の概要

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方（利用会員）と、援助を行うことを希望する方（提供会員）とが、相互に援助活動を行う場合の連絡、調整を行う事業です。

■ 実施状況

町では平成 24 年度から事業を実施しており、提供会員数は微増の傾向にあります。

項目	単位	H26	H27	H28	H29	H30
提供会員数	人	12	11	13	14	15
依頼会員数	人	18	22	23	23	29
両方会員数	人	1	1	1	1	1
計	人	31	34	37	38	45
利用件数	回	0	0	3	4	3
延べ利用数	人	0	0	20	268	68

（会員数は各年度末現在）

■ 確保の方策

引き続き実施しますが、令和 2 年度よりひとり親家庭や低所得者等に助成を行い、必要とする方に利用しやすい体制を整えます。

事業を継続するとともに、提供会員等の増加に努め、安心して預け、預かれる体制づくりのため、交流会の実施や資質の向上のための研修等を実施します。

■ 量の見込み（ニーズ量）と確保の方策

項目	単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み	人	70	80	85	85	90
確保の方策（提供数）	人	70	80	85	85	90

※年間延べ人数を表します。

⑧ 預かり保育事業

■ 事業の概要

認定こども園で教育標準時間を利用する子どもを対象として実施する事業です。

■ 実施状況

現在は、認定こども園で実施されています。

認定こども園の預かり保育は、国、北海道の「預かり保育推進事業（私学助成）」により実施しています。

項目		H28	H29	H30	H31
預かり保育	実施箇所数	1	1	1	1
	定員（人）	45	45	45	45
	利用者数（人）	8,274	7,196	7,086	8,322

※利用者数は、年間延べ人数を表します。

■ 確保の方策

認定こども園の預かり保育事業は近隣市町の利用があることから、私学助成により実施していましたが、近隣市町との調整により、令和2年度から子ども・子育て支援法による「一時預かり事業」として実施します。

項目		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み	実施箇所数	1	1	1	1	1
	定員（人）	45	45	45	45	45
	利用者数（人）	8,584	8,584	8,584	8,584	8,584
確保の方策	実施箇所数	1	1	1	1	1
	利用者数（人）	11,855	11,855	11,855	11,855	11,855

※ 確保方策の利用数は、私立認定こども園の定員の最大可能数を設定しています。

(11,855=平日 45 人×208 日=9,360、長期休み 45 人×45 日=2,025、土・振替 10 人×47 日=470)

※ この表は、p36の「子どもための施設等利用給付」を含みます。

⑨ 一時預かり事業

■ 事業の概要

保護者の疾病や冠婚葬祭、育児疲れなど様々な理由から、一時的に家庭での保育が困難になった乳幼児を預かる事業です。

■ 実施状況

現在は、保育施設で1歳以上から対応しています。

項目		H26	H27	H28	H29	H30
一時保育	実施箇所数	1	1	1	1	1
	定員（人）	10	10	10	10	10
	利用者数（人）	576	626	626	692	756

※利用者数は、年間延べ人数を表します。

■ 確保の方策

一時預かり事業を活用した事業を推進します。

教育・保育認定を受けない子ども（在園児以外）でも利用できるよう、引き続き、教育・保育施設で一時預かり事業を実施します。

■ 量の見込み（ニーズ量）と確保の方策の実施時期

確保方策は、「1日の定員数」に300日（年間平均開所日数）を乗じて設定しています。

項目			R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み			700	700	700	700	700
確保の方策	一時預かり	実施箇所数	1	1	1	1	1
		定員（人）	10	10	10	10	10
		利用者数（人）	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

※利用者数は、年間延べ人数を表します。

⑩ 延長保育事業

■ 実施状況

保育所で、通常の開所時間（11時間）を超える保育（30分）を実施しています。

項目	H26	H27	H28	H29	H30
月当たり利用者数	21	34	41	31	25

■ 確保の方策

保育所での実施を継続し、時間外勤務など保護者の就労に伴うニーズに対応します。

■ 量の見込み（ニーズ量）と確保の方策の実施時期

項目		単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み ①		人	20	20	20	20	20
確保の方策	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1
	利用可能数 ②	人	20	20	20	20	20
不足数（①－②）		人	0	0	0	0	0

⑪ 病児・病後児保育事業

■ 事業の概要

病児・病後児について、専用の施設などにおいて、看護師等が一時的に預かる事業を行います。

■ 実施状況

国の設置基準では、施設として医療機関や保育所等に付設された専用の静養または隔離の機能を持つ観察室または安静スペースが不可欠であり、人的には保育士の他に看護師の配置が必要なため、施設整備及びマンパワー確保の両面で困難なことから実施しておらず、一時預かりやファミリー・サポート・センター事業でも実施していません。本町では実施している医療機関等の情報を提供していました。

■ 確保の方策

平成31年4月より、町立南幌病院の小児科が再開したことにより、計画期間内の実施に向けて検討します。

項目		単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み ①		人	219	205	213	205	208
確保の方策	実施箇所数	箇所	近隣の情報提供で対応 1	1	1	1	1
	確保数(仮) ②	人	480	720	720	720	720

※「人」とは、年間延べ人数を表します。

※ 確保の方策の利用可能数は、病児・病後児保育事業は「1日の定員数」に240日(年間平均開所日数)を乗じて設定しています。

⑫ 学童保育事業(放課後児童健全育成事業)

■ 事業の概要

保護者が労働者等により、昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。

■ 実施状況

学童保育事業は、平成25年度から南幌小学校の余裕教室を利用して1箇所で開催しています。定員は60人としています。

なお、夕張太地区のいなほ児童会については、入所希望者が少数のため、平成25年度から休止しています。

項目	H26	H27	H28	H29	H30
実施箇所数	1	1	1	1	1
定員(人)	60	60	60	60	60
延べ登録児童数(月最大登録数の積上げ)	542	503	527	581	523
月平均登録児童数	45	42	44	48	44

■ 確保の方策

平成27年度から対象学年を6年生まで引き上げています。

■ 学童クラブの量の見込み（ニーズ量）と確保の方策

項目		単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み	1年	人	22	21	22	21	20
	2年		15	15	15	15	14
	3年		6	6	6	6	5
	4年		5	6	5	5	5
	5年		1	1	1	1	1
	6年		1	1	1	1	1
	計 ①	人	50	50	50	49	46
確保の方策	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1
	利用可能数 ②	人	60	60	60	60	60
不足数 (①-②)		人	△10	△10	△10	△11	△14

※確保方策の利用可能数は、なんぼろ児童会の定員数としています。

【目標事業量の設定が必要ない項目】

⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■ 事業の概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、通園費、行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

■ 事業の概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

第5章 目標の実現に向けた個別施策の展開

基本目標 1 子どもの健やかな成長に資する環境づくり

■ 現状と課題

(1) 遊びの環境の整備

- ・生涯学習サポーター（人材登録制度）などの協力を得て、学校の余裕教室（1学校区）や公共施設を活用し、子どもたちに安全で安心して多様な学習活動ができる居場所づくりを推進しています。
- ・子ども会育成連絡協議会と連携し、「自然体験活動」や「たくみ祭り」などを通じて、子供たちの健全育成を推進しています。
- ・町内 27 箇所の都市公園のうち、26 箇所を指定管理とし適正な管理を行っており、公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の遊具等を計画的に修繕、改築を行っていますが、老朽化が著しく修繕箇所が増加傾向にあるため、計画の見直しが必要となっています。

子どもの居場所については、生涯学習センターの郷土資料室や図書室などの他に、町民プールなどがあります。また、子どもたちは年齢によって遊び方が違うため、年齢に応じた安全に遊べる居場所づくりが必要です。

ニーズ調査から、天気の良い日や冬場の室内・室外で遊べる場所の要望があります。

(2) 教育環境等の整備

- ・小・中学校に設置しているコンピュータ設備や機器を活用した授業等の推進を図るとともに、学校開放事業を実施し、地域に開かれた学校づくりを推進しています。
- ・「地域とともにある学校づくり」を目指し、家庭・地域・学校・行政が連携して支援協力を行うべく、コミュニティ・スクール（学校運営協議）を導入し、学校経営方針や教育活動、学校の現状・課題などへの理解を求め、広く意見を聞くことで、子どもたちの健やかな成長を育んでいます。
- ・少子化による児童生徒数が減少する中、小学校では適正規模・適正配置方針に基づき、1学年2学級となるよう町独自で教員の雇用を行い、よりきめ細やかな指導により、子どもたちの健やかな成長を育んでいます。
- ・中学校では、農家や各公共施設、企業などの協力の下に1・2年生を対象として、農作業体験や職業体験を行い、自らの生き方を考え、将来の夢を持ち、自己実現のためのキャリア教育に取り組んでいます。
- ・小学4年生から中学校3年生までを対象に「算数・数学科」、小学校6年生を対象に「英語科」の公設学習塾を開設し、基礎学力と学習意欲の向上、家庭学習の定着を図っています。
- ・「小・中・高生徒指導連携会議（小・中学校、高校）」を開催し、児童生徒に関する情報の共有や「いじめの把握のためのアンケート調査」結果に基づく実態把握、事例研究、学校間交流を実施し、児童生徒の指導の共通理解を含め、健全育成に努めています。

- ・スクールカウンセラーを中学校に配置し、生徒のカウンセリングを行うとともに、必要に応じて小学校の児童、教員、保護者へのカウンセリングも行い、迅速な相談隊瀬の確立に努めています。
- ・生徒を外国に派遣し、短期留学の研修で現地の語学学校で本場の英語を学び、生きた英語力を習得することで、豊かな国際感覚を身につけ、国際社会で活躍できる人材育成の第一歩を支援しています。
- ・札幌圏を中心に様々な高等学校に進学していることから、高校生の通学費等の一部を助成して子どもの教育に係る保護者の負担軽減を図っています。

町には現在、私立認定こども園が1園、公立小学校と中学校が各1校と道立高等学校と道立養護学校が各1校ありますが、道立高等学校は少子化に伴う入学者の減少傾向もあり、令和2年度で募集停止となります。

教育設備では、IT機器の進化に対応するため、計画的に整備を図っていく必要があります。

■ 今後の取組

(1) 遊びの環境の整備

①遊び場や居場所の整備

- ・公園の安全性の向上や衛生施設の保全等、適切な維持管理に努めます。また、公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の計画的な修繕を進めます。
- ・天候を気にせず、いつでも安心して遊べる屋内外の子どもの居場所づくりを検討します。

②体験活動

- ・子ども会育成連絡協議会との連携を図り、「自然体験学習」や「たくみ祭り」などの体験活動の充実を図ります。
- ・生涯学習センター（郷土資料室）や三重レークハウスなどの公共施設を活用し、体験活動の充実を図ります。

【事務事業名】

- ・放課後子ども教室推進事業（社会教育G）
- ・子ども会育成連絡協議会支援事業（社会教育G）
- ・地域活動活性化事業（社会教育G）
- ・子ども体力向上推進事業（社会教育G）
- ・公園施設管理事業（土木G）
- ・公園施設改築更新事業（土木G）

(2) 教育環境等の整備

①学校、施設設備の改善、充実

- ・学校行事などを通して、家庭や地域へ情報発信することで、地域からの意見を求め、開かれた学校づくりを進めます。

- ・児童生徒数の変化に対応し、効果的な指導・教育ができるように適正規模を検討し、きめ細やかな学校運営に努めます。

②体験学習の充実

- ・社会活動体験や産業体験を通じて、地域の人との交流や地域に対する理解を深め、職業観の確立や社会の仕組みなどを学ばせる機会の充実に努めます。

③教育内容の充実

- ・生命を大切にし、他人を思いやる心や善悪を判断する力など、心の教育を一層推進するための「道徳の時間」の充実や「小・中・高生徒指導連携会議」での事例研究、情報の共有化を図り、児童生徒の健全育成に努めます。
- ・生涯学習推進基本構想に基づき、家庭教育や児童生徒を対象とした生涯学習を推進し、健全育成を図ります。

④相談事業の充実

- ・スクール・カウンセラーの活用や生徒指導を通じ、いじめや不登校などの問題解決や児童生徒の心のケアにも取り組むなど相談体制の充実に努めます。

【事務事業名】

- ・教育コンピュータ施設整備事業（学校教育G）
- ・家庭教育支援事業（社会教育G）
- ・総合的な学習事業（学校教育G）
- ・ことばの教室事業（学校教育G）
- ・姉妹町児童交流事業（学校教育G）
- ・高等学校等通学費補助事業（学校教育G）
- ・中学生国際留学プログラム事業（学校教育G）
- ・生涯学習推進事業（社会教育G）
- ・学校における食育推進事業（給食センター）
- ・少人数学級教員加配事業（学校教育G）
- ・公設学習塾事業（学校教育G）

基本目標 2 次世代の親の育成

■ 現状と課題

(1) 思春期保健対策

- ・スクール・カウンセラーは道教委から委嘱され、中学校に配置されていますが、小学生児童とその保護者、教職員などからの相談や心のケア等にも応じられる体制を整えています。
- ・思春期にある生徒の相談体制については、北海道教育委員会から委嘱されたスクール・カウンセラーを中学校に配置し、心のケアに対応していますが、必要に応じて、小学校へも派遣し、児童や保護者、教職員からの相談や心のケアにも応じられる体制を整えています。
- ・中学校での「総合的な学習の時間」のキャリア教育では、認定こども園や保育所への職業体験を通じて幼児とのふれあい交流を図り、次世代の親としての育成に努めています。
- ・「命のふれあい交流事業」では、小学6年生と中学1年生で実施しており、赤ちゃんの成り立ちの学習や実際に赤ちゃんに触れ合うことで、命の尊さを学ぶ機会となっています。
- ・母親学級・両親学級は、妊娠・出産時の知識の習得だけではなく、子育ての心構えや沐浴実習を通して夫婦共同で子育てする重要性を啓発しています。
- ・薬物乱用防止については、町広報誌への掲載やボランティア・フェスタ、中学校の学校祭で薬物乱用防止指導員とともにパネル展と薬物の見本の展示、パンフレットの配布等で啓発活動を実施しています。
- ・心のケア体制の推進については、「こころの健康づくり講演会」「ゲートキーパー研修会」を開催し、住民への啓発に努めるとともに、精神科医師による「こころの健康相談」を実施し、治療の必要性の判断やカウンセリングにより、心のケアに応じられるよう体制を整えています。

子どもたちは、インターネットなどから情報の入手が容易になっており、ネット犯罪などに巻き込まれる危険性があることから、道徳教育とあわせ思春期における保健教育が必要です。

また、思春期は、身体と心のバランスが不安定になる時期でもあり、不登校や引きこもりをはじめ、心身症やうつ病などの心の病気にかかる割合も高くなるため、親をはじめ周囲の大人は思春期の特性を理解することが必要であり、専門機関の受診・カウンセリングも含めた適切な対応が必要です。

心の問題などについては、スクール・カウンセラーの活用をはじめ、民生委員児童委員、青少年の健全育成活動などを通して、身近なところで相談ができる体制の充実を図ることが必要です。

命のふれあい交流事業を通して、自分は大切な存在であることを理解することは、いじめ予防や自己肯定感・親への感謝を考えることにつながることから、今後も継続していく必要があります。

近年、共働きの家庭が増加していることから、母親学級・両親学級において男女が協力して、ともに家庭を築き子どもを生き育てるための啓発が必要です。

(2) 郷土愛の育み

- ・副読本を作成し、小学校の社会科の授業で活用し、郷土の歴史などを学ぶことで、町への理解や郷土への愛着の醸成が図られています。
- ・子ども会育成連絡協議会が主催している「たくみ祭り」などを積極的に支援することにより、多くの町民が事業に関わる機会を提供し、郷土への愛着の醸成に努めています。

子どもたちが生まれ育った土地で成長し、町に定住し新しい家庭を築くようにするためには、魅力ある町となるとともに、土地に対する愛着を養う必要があります。お年寄りなどから体験談を聞くことで、知恵や工夫、忍耐、人間愛、生命の大切さを感じることができるものと考えます。

また、その土地で採れたものをその地域で消費する「地産地消」の推進により、自分が住んでいる地域に関心が持てるよう努めます。

■ 今後の取組

(1) 思春期保健対策の充実

①心のケア体制の拡充

- ・こころの健康相談や精神保健に関する啓発を進めます。
- ・スクール・カウンセラーの積極的活用を図り、児童生徒へのケアだけでなく、保護者・教職員に対する指導やアドバイスも行います。

②母性・父性の育成

- ・母性や父性の芽生えを助長するため、中高生による幼稚園や保育所でのボランティア活動を通じ、幼児とのふれあう場の機会づくりを推進します。
- ・命のふれあい交流事業を通じ、命の尊さや親子のつながりを再確認します。
- ・男女が共同し、育児を支えていくことが大切なことから、母親学級・両親学級を通じ、啓蒙に努めます。

③性や薬物等に対する教育の充実

- ・保健所、保健福祉課、PTA、地域と連携を図り、喫煙、薬害、性感染症について学習の場などを通じ、正しい知識を普及するための保健教育を促進します。
- ・家庭への連絡表や行政機関の住民周知の場を活用し、児童生徒だけでなく家庭の保護者に対しても現状の認識と正しい知識の普及に努めます。

【事務事業名】

- ・小・中学校教育事業（児童生徒不登校・問題行動等対策）（学校教育G）
- ・総合的な学習事業（学校教育G）
- ・母子保健事業（母親学級・両親学級、命のふれあい交流事業）（健康子育てG）
- ・自殺予防対策事業（健康子育てG）

(2) 郷土愛の育み

①郷土愛の醸成

- ・郷土史研究会や地域の協力により、社会科副読本を活用した、郷土の歴史や先人の生活、現在の町の動きについて、周知に努めます。
- ・地域の行事への積極的な参加による、地域住民の融和と結束を図るため、まちづくりに一体となって取り組むよう地域活動を支援します。

【事務事業名】

- ・小・中学校教育事業（社会科副読本の改訂）（学校教育G）
- ・子ども会育成連絡協議会支援事業（社会教育G）

基本目標 3 家庭への子育て支援

■ 現状と課題

(1) 仲間づくり、情報提供、相談体制

- ・民間保育所での「地域子育て支援センター事業」や教育委員会による「子育て支援事業」などで、親子のふれあいの場や仲間づくり、育児相談の場を確保し、子育て仲間の交流や、育児の悩みなどの相談、育児情報の交換などが行われ、子育て家庭の孤立感や不安感・負担感の解消につながっています。
- ・地域子育て支援センターや教育委員会が主催する「子育て支援事業」で親子のふれあいの場や仲間作りの場、育児相談などの場を設定し、子育ての中の親同士の交流や、育児の悩み相談、育児情報の交換などが行われ、子育て家庭の孤立感や不安感・負担感の解消の場として活用されています。
- ・子育て世代包括支援センターにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っています。
また、子育て期のあらゆる情報を「南幌子育てガイドブック」の一冊にわかりやすくまとめ、情報を提供しています。

(2) 家庭への子育て教育・発達相談の充実

- ・保健福祉総合センターが中心となり、保健師による新生児訪問・妊産婦保健指導訪問をはじめ、両親学級、離乳食相談会、子育て相談、作業療法士や言語聴覚士による発達相談、早期療育事業など、各種母子保健事業の中で親子の相談に対応し、必要に応じ関係機関と連携を図りながら、子育ての支援を行っています。また、保育所や認定こども園においても独自に支援の場を提供しています。
- ・地域子育て支援センターでは、交流事業、相談事業を開催し、個々の様々な事情に応じた相談体制を整えています。

支援が必要な親子に対し、適切な支援を行うため関係機関と連携を図り、個別の課題に対して共通理解のもと役割分担を行っていくことが必要です。

(3) 保育サービスの充実

- ・少子化傾向にあるものの、核家族化や共働き家庭の増加により、保育サービスの需要は増加しています。
- ・3歳から5歳までの保育所・認定こども園などを利用する子どもたちの利用料が無償化されています。
- ・通常保育のほか、育児負担の軽減の面からも一時預かりなどのサービスは欠かせないものとなっているとともに、就労状況に対応した保育時間の設定や病児・病後児保育などの多様な保育サービスの提供が求められています。
- ・本町には、保育所と認定こども園があり、低年齢児の希望が多く、定員を超える状況にある

ため、定員の見直しの検討が必要です。

- ・学童保育事業（放課後児童対策事業）は、公設公営の児童クラブとして南幌小学校の余裕教室を利用し、小学校1年生から6年生を対象に実施しています。
- ・町内では、保育所で実施している一時預かり、延長保育、乳児保育、地域子育て支援センター事業に加えて、認定こども園の預かり保育事業など、多様なサービスを提供しています。

■ 今後の取組

（1）仲間づくり、情報提供、相談体制

ホームページでの情報提供、南幌子育てガイドブックなど子育て支援情報の提供を継続します。

その他の事業については、地域子ども・子育て支援事業の中で記載しています。

（2）家庭への子育て教育・発達相談の充実

事業については、地域子ども・子育て支援事業の中で記載しています。

（3）保育サービスの充実

事業については、地域子ども・子育て支援事業の中で記載しています

【事務事業名】

- ・地域子ども・子育て支援事業

次の地域・子ども子育て支援事業については、第4章「量の見込みと供給体制の確保等」の5「地域子ども・子育て支援事業」に記載しているため、ここでは項目のみの記載とします。

- ①利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）
- ②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- ③妊産婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業等
- ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑧預かり保育事業
- ⑨一時預かり事業
- ⑩延長保育事業
- ⑪病児・病後児保育事業
- ⑫学童保育事業（放課後児童健全育成事業）
- ⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑭多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

基本目標 4 親と子どもの健康増進

■ 現状と課題

(1) 母子保健事業等の推進

①母子健診等

- ・子育て世代包括支援センターの設置により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っています。
- ・安全に妊婦期を過ごし出産を迎えるために、妊婦一般健康診査（14回）と超音波検査（6回）を公費負担により実施しています。
- ・妊娠期や育児期に、必要な正しい情報を資料として整理できる「おやこノート」と「こどもノート」を保護者に配布し、その時期の成長や発達を確認しています。
- ・乳幼児健診等は、4か月、7か月、10か月、1歳6か月、3歳で実施しています。また、未受診児には個別相談や訪問で発達等の確認を行っており、すべての子どもに対して健康などの状況把握を行っています。
- ・保育所・認定こども園などの集団生活の開始に伴い、軽度の発達上の課題や社会性の課題などを把握するため、4歳児・5歳児相談を実施しています。

②子どもの疾病予防と健康づくりの推進

- ・予防接種の重要性及び対象時期や回数等を周知し、定期予防接種と任意予防接種であるおたふくかぜを全額助成で実施しています。
- ・健康づくり計画をもとに、食事や生活リズムなど、月齢、年齢に合わせた幼少期から生活習慣病予防に対する指導を行っています。

③子どもの事故防止

- ・母子手帳発行時と乳幼児健康診査時に、パンフレットを配布し注意を呼びかけており、あわせて子育て110番の夜間対応の連絡先が載ったリーフレットを配布しています。

④子どもの発達相談と早期療育

- ・作業療法士や言語聴覚士による子どもの発達相談や障がいの早期発見、早期療育に努めています。また、軽度の発達の遅れや集団になじめない等、支援が必要なケースも増えているため、関係機関との連携のもと支援しています。

(2) 食育の推進

- ・食に対する正しい知識の普及のため、家庭や学校等様々な場において、食に関する知識を学び、生涯を通じて健全な食生活を営む能力を身につける「食育」を推進します。
- ・食育の支援については、食育推進計画に基づき、関係する部署において情報交換や事業の検討・実施を行っています。
- ・離乳食相談会は、ほぼ全員が受診している乳幼児健診前の時間を利用して、必要な情報を確実に伝えられるよう工夫しています。
- ・学校教育の体験学習の場を活用して、本町の基盤産業である農業の役割や現状について理解を深めるとともに、地産地消の重要性を広めていきます。

(3) 地域医療体制

- ・乳幼児等に対して医療費助成事業を実施し、乳幼児等の保健の向上と子育て家庭への経済的支援を図っています。また、平成 28 年度より小学 6 年生までの医療費無料化と高校 3 年生までの、外来・入院の自己負担額の 3 分の 2 を助成し、経済的支援を行っています。
- ・町立南幌病院では、町民ニーズが高いことから、平成 31 年 4 月から小児科を再開しています。
- ・札幌市、江別市、北広島市と近傍、隣接していることから、高度医療や救急医療を受けやすい環境にあり、また、ドクターヘリの活用により、重篤な患者の救急体制も整っています。

■ 今後の取組

(1) 母子保健事業等の推進

①母子健診等の充実

- ・子育て世代包括支援センターにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を関係機関との連携のもと、さらなる充実を図ります。
- ・乳幼児健診・相談等は支援の場としてもとらえ、関係機関と連携しながら、引き続き親子の支援に努めます。
- ・乳幼児健診等での未受診者に対しては、訪問等により受診勧奨を行い、支援が必要な親子に対して継続支援を行います。
- ・3 歳児健診後から就学までの間の成長発達の確認を 4 歳児・5 歳児健康相談で行います。

②子どもの疾病予防と健康づくりの推進

- ・感染症から子どもを守るため、予防接種の重要性を周知します。
- ・妊娠期、乳幼児期、学童期などライフステージにあった生活習慣病予防の推進を図ります。

③子どもの事故防止

- ・各種母子保健事業や出生届け時などの機会を通じて、家庭環境や子どもの発達段階に応じた適切な事故予防を啓発するとともに、相談指導體制の充実を図ります。
- ・家庭でよく起こる事故やその予防策、さらには事故が起こったときの対処方法について、子育て関連情報の提供に合わせて啓発を行います。

【事務事業名】

- ・母子保健事業（新生児聴覚検査助成事業、乳幼児健康診査、4 歳児・5 歳児健康相談、新生児訪問、妊婦一般健康診査・超音波検査、産婦健康診査事業、産前・産後サポート事業、産後ケア事業）（健康子育て G）
- ・感染症予防事業（予防接種）（健康子育て G）

(2) 「食育」の推進

- ・食に対する正しい知識の普及のため、家庭や学校など様々な場において、食に関する知識を学び、生涯を通じて健全な食生活を営む能力を身につける「食育」を推進します。
- ・学校教育の体験学習の場を活用して、本町の基幹産業である農業の役割や現状について理解を深めるとともに、地産地消に関する重要性などを提供できる事業の展開を図ります。

【事務事業名】

- ・地産地消活動推進事業（農政G）
- ・食育活動推進事業（農政G）
- ・学校における食育推進事業（学校教育G、給食センター）
- ・母子保健事業（離乳食相談会、健康教育）（健康子育てG）

（3）地域医療体制の整備

①小児医療体制の充実

- ・国の乳幼児医療制度及び町独自の小学6年生まで医療費無料化と、高校3年生までに対する外来・入院の自己負担額の3分の2を助成する経済的支援を継続していきます。
- ・町立南幌病院では、平成31年4月より小児科を再開しています。

②医療に関する情報提供の拡充

- ・町立南幌病院の診療体制や医療情報を病院情報誌やホームページで紹介するなど、患者のニーズに応じた地域医療の推進を図ります。
- ・高度な専門知識を有する救急救命士を養成することで、多様化する救急事案に適切に対応し、住民の救命率の向上を目指します。

【事務事業名】

- ・乳幼児等医療費助成事業、児童生徒等医療費助成事業（国保医療G）
- ・地域医療事業（町立病院）
- ・広域連携による診療体制の充実事業（町立病院）
- ・救急救命士養成事業（消防支署）

基本目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進

■ 現状と課題

(1) 多様な働き方の実現

- ・父親も参加できる母親学級・両親学級を開催するなど、父親の子育てへの参加を推進しています。また、啓発物や広報誌などで町民への周知を行っています。

子育ての負担を訴える意見の中で、男性が積極的に子育てに加わることが求められています。父親の育児休暇など、働く者の意識改革や雇用者側の制度理解が重要であり、子育ての大切さについて企業等の理解を深める必要があります。

(2) 仕事と子育ての両立

- ・啓発物を窓口配置するなど、町民周知を行うとともに、ハローワークからの求人情報や北海道等の啓発物により町民への周知を行っています。
結婚や出産後の再就職を容易にするための支援制度や資格取得の講座開催などを、国等において実施しています。
- ・再就職の情報や各種資格取得、企業等雇用者側に対する各種助成制度に関する情報の収集と提供、あわせて立地企業間及び関係機関等との交流会の開催や、町ホームページによる工業団地進出企業の紹介、就業希望者への求人情報の提供を行っています。
各種制度や事業の情報を町広報誌やホームページなどで周知し、パートの求人情報などを提供することで、職場復帰や就労を支援していくことが必要です。

■ 今後の取組

(1) 多様な働き方の実現

- ・関係機関と連携し、男女ともに育児や介護休暇の取得など、多様で柔軟な働き方の推進に向けた意識啓発に努めます。
- ・男性の子育て参加を図るため、母親学級・両親学級などの機会を通して、意識づくりの啓発に努めます。

【事務事業名】

- ・母子保健事業（母親学級・両親学級）（健康子育てG）

(2) 仕事と子育ての両立

- ・子育て中の保護者の定時帰宅や育児・介護休暇の取得など、企業への協力と啓発に努めます。

【事務事業名】

- ・地元企業の育成及び雇用促進事業（商工観光G）
- ・通年雇用促進支援事業（商工観光G）

基本目標 6 子ども・子育て世帯への支援の推進

■ 現状と課題

(1) ひとり親家庭への支援

- ・ひとり親家庭医療費助成事業(道事業)の住民周知については、広報誌で行うとともに、転入や世帯分離などの届出時に窓口で直接実施しています。
- ・ひとり親家庭の自立支援に向けての相談体制は、保健福祉課が窓口となるなど、総合的に整備しており、あわせて広報誌等により児童扶養手当制度などの周知を行っています。

ひとり親家庭への公的な支援策として、児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成、母子及び寡婦福祉資金、ひとり親家庭児童就学支度金のほか、就学援助・授業料の免除、児童福祉施設への優先入所、各種融資制度などにより、ひとり親世帯の経済的負担の軽減が図られています。

本町においても、制度の周知と利用促進に努める必要があります。

(2) 障がい児施策の充実

①障がい児理解の促進

- ・障害者基本法に基づく第3期町障がい者計画での障がい者施策の推進に努めるとともに、障害者総合支援法に基づく第5期町障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画内容の周知と、事業の推進に努めています。
- ・精神疾患当事者がいる家族に対して、月1回家族会を実施して参加者が当事者の関わり方に理解を深める機会としています。

②早期発見・早期対応の推進

- ・地域の関係機関が連携して早期発見を行い、また、早期療育事業を実施することで、子どもとその家族への早期対応に努めています。
- ・早期療育事業担当職員等が関係機関を訪問し、気になる児の情報交換を行い子どもの状態像や対応等を共有し、子どものより良い発達を促す体制づくりに努めています。

③障がい児教育の充実

- ・子どもが所属する機関や家庭と連携して、子どもの状況を把握した上で発達支援プログラムの個別作成などに取り組んでいます。
- ・保育所と認定こども園での障がい児保育にあたり、障がい児保育審査で協議を行い、保育士の加配など、障がい児の特性を考慮しながら対応しています。
- ・担当職員が研修会等に参加し、指導技術の向上に努めるとともに、地域の関係機関の支援等を実施しています。

④自立生活の促進

- ・障害者総合支援法の施行に伴い、制度の周知を図るとともに、相談支援等の機会を通じて福祉サービスの利用に繋がる情報提供に努めています。
- ・公共交通機関を利用して自立促進を援護する施設等へ通所している障がい者に対し、交通費の一部を助成し自立促進を図っています。

⑤障がい者施策の総合的推進

- ・第5期町障がい者福祉計画・第1期障がい児福祉計画をもとに、誰もがいきいきと暮らせるバリアフリー社会の実現を基本とした障がい者施策の充実に努めるとともに、計画内容の周知及び事業の推進に努めています。
- ・介護給付や訓練等給付サービスを利用している、または新たに利用する障がい児・者に対して、本人のニーズに基づくサービス等利用計画を作成し、関係者が情報を共有して一体的な支援を受けることができるように支援しています。

障がいや発達に遅れのある子どもの健やかな成長を促し、身近な地域で安心した生活を送れるよう、乳幼児期から社会人の移行期まで、一人一人の多様なニーズに応じた、一貫した相談支援体制の充実や、障がい児発達支援事業所を活用した総合的な支援を行っています。

■ 今後の取組

(1) ひとり親家庭の自立支援

- ・ひとり親家庭医療費助成事業や各種貸付制度など、経済的支援を伴う各種助成制度の周知に努めます。
- ・ひとり親家庭が自立した生活を行えるよう、子育て生活支援や就労支援、相談体制の充実など総合的な支援体制の確立を目指します。

【事務事業名】

- ・民生委員児童委員活動支援事業（福祉障がいG）
- ・ひとり親家庭等医療給付事業（国保医療G）
- ・児童福祉事業（相談などの支援体制の充実）（福祉障がいG）

(2) 障がい児施策の充実

①障がい児理解の促進

- ・障がいのある人への対応の仕方などを広く啓発し、相互理解の促進を進めます。

②早期発見・早期対応の推進

- ・乳幼児健康診査等で障がいや発達遅滞の疑いがある場合の対応として、保護者への精神的な支援に配慮するとともに、保健や医療、療育、民生委員などの関係機関との連携強化による、子どもの状況や家庭環境に適した相談指導ができる体制の整備を進めます。

③障がい児教育の充実

- ・保育所や認定こども園、小中学校、保健福祉総合センター、家庭との連携強化により、障がいのある子どもや家庭への支援を充実するとともに、教育・保育の無償化に伴う、障がい児発達支援事業所の利用料無償化による、有効な支援サービスが十分に利用できるよう、情報の提供に努めます。

④自立生活の促進

- ・制度の周知を図り、障がいのある人の自立を支援するとともに、就労機会の拡大に向けて、訓練施設などの情報提供に努めます。

・各種経済的助成事業の周知を図り、未申請者の削減を目指します。

⑤障がい児・者施策の総合的推進

・ともに暮らせるまちづくりを目指し、総合的な施策の展開を図ります。

【事務事業名】

- ・地域生活支援事業（障がい者に対する理解を深めるための啓発事業、相談支援事業）
（福祉障がいG）
- ・早期療育事業（健康子育てG）
- ・地域生活支援事業（相談支援事業）（福祉障がいG）
- ・福祉ハイヤー利用料金助成事業（福祉障がいG）
- ・障がい者自立促進交通費助成事業（福祉障がいG）
- ・重度心身障がい者医療費助成事業（国保医療G）

基本目標 7 地域における子育て支援

■ 現状と課題

(1) 子育て支援ネットワークの充実

① ネットワークの拡大

- ・子育て支援ネットワーク協議会を開催し、子育て支援に関係する機関や生涯学習サポーターとの情報交換や各事業実施における協力体制を推進しています。
- ・子ども会育成連絡協議会やスポーツ少年団本部との連携・協力を図り、団体活動の活性化に努めることで、地域における子育て支援を推進しています。

② 地域子育て意識の喚起

- ・子ども会活動の活性化を図ることで、活動への理解や協力を求め、地域ぐるみの子育て支援への意識の高揚を図っています。
- ・南幌子育てガイドブックの発行などで子育て関連事業の情報提供を推進しています。
- ・地域ボランティア組織の「せわずきせわやき隊」が、児童の見守り・声かけ運動を主体的に取り組んでいます。

③ 地域人材等の活用促進

- ・生涯学習サポーターなどの活用により、ボランティアの育成を進めています。
- ・ファミリー・サポート・センター事業を実施して、子育て世帯を支援しています。
- ・生涯学習サポーター（人材バンク制度）への登録を促し、各種事業や学校活動などへの協力により、子育て支援を推進しています。

子育て支援事業は、少子化の影響により、参加対象者が減少傾向にあることと、保育所や認定こども園に通っている園児と参加対象者が重なっていることから、他の施設で実施されている類似事業との連携や差別化、実施時期等について検討する必要があります。

生涯学習サポーターなど、各種サポーターとして協力いただける人材の確保が必要です。

(2) 児童虐待の防止と早期対応体制の整備

- ・要保護児童対策地域協議会を開催して、共通の認識を深めるとともに、個別のケースについて必要に応じケース会議を開催するなど、速やかな相談体制を確立しています。
- ・児童相談所等による担当者研修会に積極的に参加し、相談技術の向上に努めています。
- ・人権擁護委員と連携を取りながら、啓発活動を推進しています。
- ・児童虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）の防止に向けた啓発を行っています。
- ・児童相談所など各専門機関と常に連携を図り、迅速に対応できる体制をとっています。

乳幼児健診時や医療機関、家庭相談事業、学校などにおける発見体制の強化と、情報伝達の迅速化を進めています。情報共有については、個人情報保護の観点から要保護児童対策地域協議会を開催して、相談体制の強化と初動体制の整備、事後フォローなどをより推進していく必要があります。

■ 今後の取組

(1) 子育て支援ネットワークの充実

- ・子育て支援ネットワーク協議会を開催して、子育てに関わる関係機関の情報交換や協力体制の連携強化を図ります。
- ・子ども会育成連絡協議会やスポーツ少年団本部との連携・協力を図り、地域住民の参画や傘下により活動への理解を深め、地域における子育て支援の意識の注意喚起を図ります、
- ・せわすきせわやき隊の活動等、地域住民同士が互いに挨拶などで声を掛け合い融和を図ることで、地域の子育て力の充実と子育てボランティアの育成を図ります。
- ・様々な技能や資格、免許等を保有している人を活用して、子育て支援を推進します。

【事務事業名】

- ・子育て支援事業（社会教育G）
- ・青少年健全育成事業（社会教育G）
- ・子ども会育成連絡協議会支援事業（社会教育G）
- ・せわすき・せわやき隊活動事業（福祉障がいG）
- ・地域活動活性化事業（社会教育G）
- ・ファミリー・サポート・センター事業（健康子育てG）

(2) 児童虐待の防止と早期対応体制の整備

①児童虐待防止ネットワークの充実

- ・要保護児童対策地域協議会による児童虐待の防止と早期発見、早期対応に向けた体制づくりを推進します。
- ・児童虐待防止に関係するスタッフによる、ケース検討や児童相談所等の関係機関の研修に参加し、対応方法や相談技術の向上に努めます。
- ・児童虐待に関する即応体制と相談窓口の周知を図ります。

②子どもの人権擁護意識の啓発

- ・子どもの権利条約や児童憲章など、子どもの人権に関する啓発を強化し、子どもの人権擁護に努めます。
- ・児童虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）の状況把握に努めるとともに、住民に対して防止に向けた意識啓発を実施します。

③心のケア体制の確立

- ・被害を受けた子どもの精神的ダメージの解消や立ち直りを支援するため、専門機関と連携しフォローアップに努めます。

④一時避難所の確保

- ・児童相談所など、専門機関と連携し、被害に遭った子どもなどの一時避難場所の把握と確保を行い、緊急時に一時保護ができるよう体制を整備します。

【事務事業名】

- ・要保護児童対策地域協議会運営事業（健康子育てG）
- ・児童福祉総務事業（DV支援事業）（福祉障がいG）

- ・社会福祉事業（人権擁護委員支援）（福祉障がいG）

基本目標 8 子育てを支援する生活環境づくり

■ 現状と課題

(1) ゆとりある住環境の確保

- ・住環境整備にあわせた、子育て支援サポートとしての公営住宅整備には至っていませんが、子育て支援住宅として1棟4戸を提供しています。
- ・みどり野団地の販売及び定住促進に向けて、子育て世代の住宅建築に対して助成金を交付しています。
- ・民間アパートの連絡先などの情報提供を行うとともに、町ホームページの「空き家・空き地情報バンク」で、住宅情報の提供に努めるとともに、住宅情報等の相談窓口を開設しています。
- ・住宅のリフォームにより良好な住環境を保つことで、住宅団地や地域の活性化を推進するためリフォーム助成事業を行い所有者負担の軽減を図っています。

持ち家取得については、各種支援制度や税制上の優遇措置などに関する情報提供を行っていますが、今後の制度改正や利用要件などについての相談体制の強化が必要です。

さらに、高齢者や子育てを終了した家庭などの持ち家と、住居を確保したい子育て中の家庭との住居交換など、その必要性についての検討が必要となります。

(2) 快適な地域環境の確保

- ・公共の施設において、おむつ交換台やベビーベットの設置、子ども用の便器・便座、多目的トイレの整備について、施設の改修時期やスペースの検討を行いながら計画的に進めています。
- ・快適なまちづくりを進めるとともに、商店街、歩行者専用道、公共公益施設など、誰もが利用しやすい環境を形成する事が必要となります。

町では、公園などの公共的施設を中心として、多目的トイレやオムツ交換台などの改修・整備が望まれます。

■ 今後の取組

(1) ゆとりある住環境の確保

- ・子育てしやすい居住環境の提供として、公共賃貸住宅のストックに努めます。
- ・住宅市場との連携を強化することにより、持ち家や賃貸住宅を含めた住宅に関する情報提供体制の強化に努めます。
- ・住宅取得に関する各種支援制度や税制上の優遇措置などの情報収集に努め、住宅相談などの際に提供します。

【事務事業名】

- ・子育て支援住宅管理事業（都市施設G）
- ・子育て世代住宅建築費助成事業（地域振興G）
- ・空き家・空き地情報バンク制度事業（地域振興G）
- ・住宅リフォーム助成事業（都市施設G）

（２）快適な地域環境の確保

①快適なまちづくりの推進

- ・既存の公共的施設や歩道等にあつて、改築や改修の際、障害物等の除去を検討します。
- ・快適で魅力のあるまちづくりを推進するとともに、すべての人々に利用しやすいデザインや環境を整えるユニバーサルデザインの考え方を、町並み整備、道路歩道環境整備、公共施設整備に取り入れます。

②子育て家庭にやさしいまちづくりの推進

- ・公共施設において、オムツ交換台やベビーベッドの設置、子ども用の便器・便座、多目的トイレの整備について、施設の改修時期やスペースの検討を行いながら計画的に進めます。

【事務事業名】

- ・公園施設管理事業（土木G）
- ・公園施設改築更新事業（土木G）

基本目標 9 子どもを守る安全なまちづくり

■ 現状と課題

(1) 犯罪等の被害から守るための活動の推進

- ・町生活安全推進協議会が、生活安全活動事業として「こども 110 番の家」の指定促進や広報啓発活動事業として「生活安全かわら版」の発行など、地域に根ざした生活安全運動に取り組んでいます。また、多様化する街頭犯罪に対し、街頭啓発により情報発信や啓発活動を推進しています。
- ・不審者出没時の緊急パトロールを各学校、教育委員会、警察と連携し実施しています。
- ・町生活安全推進協議会助成事業により、行政区・町内会に防犯啓発看板を設置しています。
- ・設置計画に基づき、公共施設に防犯カメラを設置しています。
- ・防犯上、危険な個所について、必要に応じて青色回転灯装着車による自主パトロールを実施しています。
- ・民生委員児童委員、老人クラブ会員、各種団体及び地域住民が加入している「せわずき・せわやき隊」により、道民育児の日（毎月 19 日）や春・秋の交通安全運動期間中、登下校時に通学路で子どもたちの見守り声かけ活動を行っています。
- ・高齢者や障がい者、子どもなどの見守りを必要とする人を、町と新聞や郵便配達などの民間事業所等が連携して、異変を早期に発見して必要な援助を行い、住み慣れた地域で安全で安心して生活できることを目的に、安全安心見守りネットワーク事業を推進しています。
- ・保護者や学校、青少年育成団体による催事における巡回補導を通じて、非行の温床となるような場所の把握や地域環境の浄化に努めています。
- ・インターネット上の有害なサイトや有害図書など、青少年に悪影響を及ぼす恐れのある有害情報も数多く存在していることから、教育委員会ではネットトラブルの講習会を開催するなどして被害防止に努めています。

事故・事件、不審者に関する情報、緊急時の対処、情報の伝達が非常に重要となることから、家庭、学校や認定こども園、保育所、警察、町内会、防犯関係機関などが連携した情報のネットワークを構築し、必要な情報が行き渡る体制を作り上げる必要があります。加えて、防犯講習会などを通じて、防犯意識の醸成と技能の取得促進を図るとともに、戸締りや地域での声かけなど自主防犯対策の啓発や活動の実践が必要です。

地域のボランティアである「せわずき・せわやき隊」による児童の見守り・声かけ活動が行なわれており、こうした取り組みの拡充と地域での実践活動の充実が一層求められます。

子どもの成長にとって有害と考えられる風紀環境については、青少年健全育成協議会員や生活安全推進協議会員などと連携し、町内会等の協力も得ながら、監視や指導の強化を図っていく必要があります。

(2) 交通安全を確保するための活動の推進

- ・道路危険個所点検を実施し、北海道公安委員会・警察署に対し信号機・横断歩道等、の交通

安全施設の設置要望を行っています。

- ・通学路に児童生徒の登下校時事故防止啓発看板を設置しています。
- ・各期別の交通安全運動において、登校時街頭指導やセーフティコール「旗の波」を地域・団体の協力のもと実施しています。
- ・街頭啓発や「なんぼろ交通安全ニュース」、広報により町民の交通安全意識の高揚を図っています。
- ・小学校で自転車の正しい乗り方や車の巻き込み事件、通学路での歩行実習などの交通事故防止学習を行い、交通事故の恐ろしさや事故の回避方法を指導しています。
- ・保護者向け交通安全啓発紙を発行し、保護者からの交通安全指導を依頼しています。
- ・新入学児童に対し交通安全啓発用品（夜光反射材等）を町交通安全運動推進協議会より配付しています。

町民誰もが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通安全教育を進めていく必要があります。特に、親子を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を行う必要があり、また、地域の人材の活用による、小地域での教育も効果があると考えます。

近年、通行車両が増加しており、痛ましい人身事故の発生がみられたことから、ドライバーの交通安全意識の向上を呼びかけるとともに、歩道や安全な通学路の整備による交通安全対策が求められます。

児童生徒を対象とした交通安全教室や防犯についての学習、火災や自然災害への対処方法の学習について、警察や消防などの協力を得ながら、体験などを通して学ぶことが必要です。

■ 今後の取組

(1) 犯罪等の被害から守るための活動の推進

①防犯協力体制の確立

- ・「こども 110 番の家」への協力を今後も求め、地域での防犯協力体制の強化に努めます。
- ・生活安全推進協議会、町内会などの連携を強化し、防犯パトロールなどを行う地域防犯組織づくりを推進します。

②防犯情報体制の充実

- ・各家庭、学校や認定こども園、保育所、警察、町内会、各防犯関係機関などが連携した情報ネットワークを構築し、地域における事件や事故、不審者に関する情報、緊急時の対処方法などの情報伝達を行います。
- ・安全安心見守りネットワーク事業について、登録事業者と連携を密にするとともに、連絡体制の充実を図ります。

③防犯設備の普及

- ・町内会等の協力の下、各地域において防犯上注意を要する箇所への見回りや防犯設備の設置に努めます。
- ・犯罪を未然に防止するため、公共施設等に防犯カメラの設置と、地域と協働した街路灯並びに防犯灯を設置するとともに、生活安全や防犯対策、交通安全活動を充実させて、より安心

して暮らせる環境の実現を図ります。

- ・災害情報、緊急情報、行政事務情報を全町民に円滑に伝達していくため、新たに整備した防災行政無線により町民の安全確保に努めます。

④防犯教育の推進

- ・せわずき・せわやき隊（すきやき隊）の活動については、地域のボランティアによる有効な防犯活動として、継続して実施します。

⑤有害環境の改善促進

- ・町内会や地域住民への呼びかけを通じて、青少年相談員等の活動と連携した地域組織への参加協力を求め、地域の風紀改善に努めます。
- ・インターネット等での児童生徒等への有害情報について、警察や青少年健全育成協議会、生活安全推進協議会、学校等が連携して、保護者等への啓発に努めます。

【事務事業名】

- ・防犯対策推進事業（環境交通G）
- ・せわずき・せわやき隊活動事業（福祉障がいG）
- ・安全安心見守りネットワーク事業（高齢者包括G）
- ・青少年健全育成事業（巡回補導事業）（社会教育G）
- ・防災行政無線整備事業（企画情報G）

（2）交通安全を確保するための活動の推進

- ・通学路等、子どもたちが頻繁に利用する道路の拡幅や歩道の確保、交通標識の整備や子どもにも分かりやすい注意看板の設置、歩道の整備、通学路への配慮などを進めます。
- ・地域、交通指導員、推進員、警察などの協力の下、保育所や幼稚園、学校等で実施している交通安全教室の充実を図ります。
- ・交通安全教室の地域開催や各家庭の参加を呼びかけ、交通マナーの向上や、交通事故の抑止に努めます。
- ・警察、交通安全協会、交通安全指導員会と地域、並びに関係各機関が連携し、交通安全街頭啓発などの交通安全啓発事業へ多くの町民の参加を呼びかけます。
- ・新入学児童に対する交通安全啓発用品の配布など、関係機関団体の協力の下に継続実施します。

【事務事業名】

- ・交通安全対策推進事業（環境交通G）

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の進捗管理

(1) 進捗状況の把握及び評価（子ども・子育て会議の役割）

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画にもとづく施策の進捗状況と、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「南幌町子ども・子育て会議」において、その進捗状況を毎年、確認・評価します。

(2) 需給調整の見直し

施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、検証した結果をもとに、必要に応じ改善を図るため、各年度、施策の見直しを行い、計画を修正します。

2 計画推進に向けた関係機関の役割

計画の推進にあたっては、保育・教育事業に対する町民のニーズに応えるため、必要なサービスの量の確保・拡大と多様化も含む質の向上の実現を目指します。

このため、各関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・認定こども園など、子ども・子育て支援事業者、学校、町民などの多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げます。

3 財政基盤の確立

本計画を推進するためには、それを支える財政基盤が重要となります。

本計画の推進にあたっては、その費用対効果を十分に見極め、財源の配分と組織の運営を最も効率的・効果的に行うよう努めます。

資料編

1. 南幌町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、南幌町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 南幌町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその意見若しくは説

明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

南幌町子ども・子育て会議委員

任期：H30.8.1～R2.7.31

	所 属 等	氏 名	委員区分
1	P T A 連 合 会 会 長	山 口 達 矢	1号
2	保 育 園 の 保 護 者	城 地 真 吾	1号
3	幼 稚 園 の 保 護 者 (幼 稚 園 副 会 長)	村 上 有 香 子	1号
4	南 幌 小 学 校 校 長	西 田 篤 人	2号
5	行 政 区 長 会	三 歩 幸 光	2号
6	生 活 安 全 推 進 協 議 会 副 会 長	R1.8.23 から 欠 員	2号
7	子 ども 会 育 成 連 絡 協 議 会 会 長	岩 井 恒 信	2号
8	せ わ ず き ・ せ わ や き 隊 事 務 局 長	磯 野 薫	2号
9	子 育 て サ ポ ー タ ー	松 島 摩 美	2号
10	学 童 保 育 指 導 員	福 井 優 子	2号
11	い ち い 保 育 園 園 長 【副 会 長】	松 木 千 秋	2号
12	み どり 野 幼 稚 園 園 長	枡 谷 隆 男	2号
13	人 権 擁 護 委 員 【会 長】	段 坂 正 登 士	3号
14	主 任 児 童 委 員	佐 藤 純 子	3号
15	生 涯 学 習 推 進 ア ド バ イ ザ ー	廣 井 健 一	3号

(敬称略)

2. 南幌町子ども・子育て支援事業計画庁内検討会設置要綱

(設置)

第1条 南幌町において、子どもと子育て家庭への支援に関する施策及び事業について、計画的に実施するための支援事業計画（以下「支援事業計画」という。）の策定に係る調査、検討を目的として、南幌町子ども・子育て支援事業計画庁内検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) ニーズ調査結果の分析と目標量の設定に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援事業計画に盛り込むべき事項に関すること。
- (3) その他、計画の策定等に必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 検討会は、別表に掲げる職員を会員として、町長が任命する。

- 2 会員の任期は2年とする。
- 3 検討会に会長を置き、副町長をもって充てる。
- 4 会長が不在の場合は、保健福祉課長が会長を代理する。

(会議)

第4条 検討会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、専門的な説明又は意見を聞く必要があると認めるときは、関係者に対して検討会への出席を求めることができる。
- 3 会長は、検討会での検討材料とするため、計画項目に関係する所管課担当によるプロジェクト会議を招集して、調査研究をさせることができる。

(庶務)

第5条 検討会の事務局は、保健福祉課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月27日から施行する。

別表（検討会）

副町長、総務課長、まちづくり課長、住民課長、都市整備課長、同課参事、生涯学習課長、町立病院事務長、保健福祉課長、産業振興課長（以上10名）

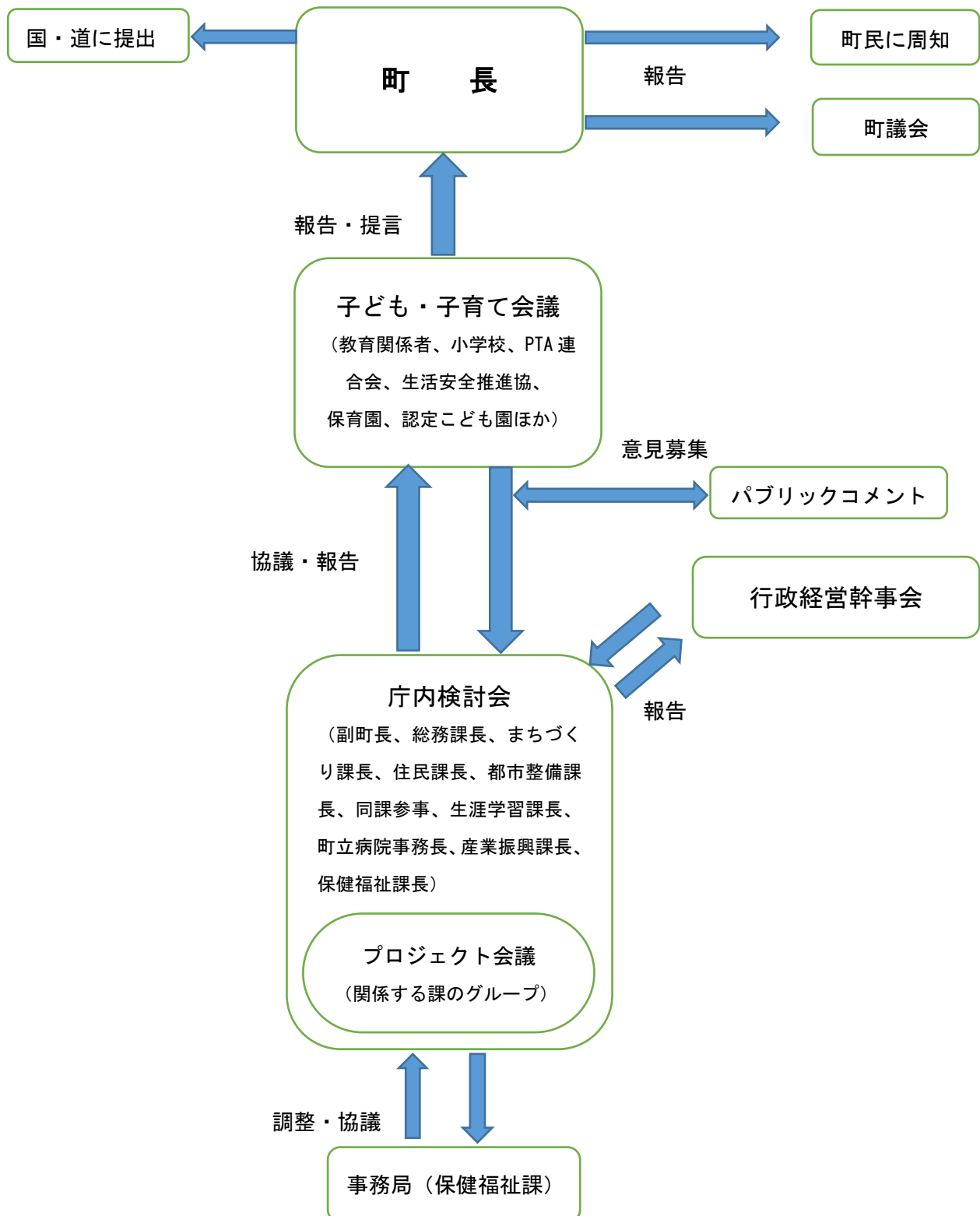
プロジェクト会議

財務G、企画情報G、地域振興G、国保医療G、環境交通G、土木G、都市施設G、学校教育G、社会教育G、病院、健康子育てG、福祉障がいG、農政G（以上13G）

3. 子ども・子育て支援事業計画策定機構

本計画は、関係課の協力のもと、庁内検討会（プロジェクト会議含む）での協議・調整をへて、保健福祉課で素案を作成し、南幌町子ども・子育て会議の審議を経て、町が策定します。

策定体制及び審議経過は次のとおりです。



育てる喜び、育む幸せ。

南幌町

TOWN NANPORO



第2期南幌町子ども・子育て支援事業計画
(令和2年度～令和6年度)

策定/令和2年3月

発行/北海道南幌町 編集/南幌町保健福祉課

〒069-0235 北海道空知郡南幌町中央3丁目4番26号

南幌町保健福祉総合センターあいくる

TEL 011-378-5888

FAX 011-378-5255

ホームページアドレス <http://www.town.nanporo.hokkaido.jp/>

E-mail アドレス nanporo@town.nanporo.hokkaido.jp
